資料１

住民記録システム標準仕様書の改定について

令和３年８月２７日

目次

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ

Ⅱ　具体的な改定内容

１．業務要件・業務フロー

２．新しい機能の追加

３．デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の改正に伴う対応

４．デジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴う対応

５．支援措置機能要件の見直し

６．データ要件・連携要件

Ⅲ　全国照会対応

１．全国照会における主なご意見と対応

２．全国照会におけるご質問と回答

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　1/7

凡例）青字：2.0版案作成時（2021/6）に修正した箇所
赤字：今回（2021/7以降、全国照会等）の修正箇所

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】

第１章　本仕様書について
　１．背景
　２．目的
　３．対象
　４．本仕様書の内容

第２章　業務フロー等
　１．業務フロー

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】

第１章　本仕様書について
　１．背景
　２．目的
　３．対象
　４．本仕様書の内容

第２章　標準化の対象範囲（新規）

第３章　業務フロー等
　１．業務フロー
　　4.1.1　国外からの転入（修正）
　　4.1.1.3　特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
　　4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
　　4.1.3　国外への転出（修正）
　　4.2.1　職権記載・通知・調査（修正）
　　4.2.1　職権記載・申出（修正）

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　2/7

２．DMM (Diamond Mandala Matrix)（→削除）

３．DFD (Data Flow Diagram)（→削除）

4.2.3　職権修正・申出（修正）
4.3.2　住民票コード変更請求（修正）

4.4　　個人番号の変更・請求（修正）

4.5.1、4.5.2　　第30条の46転入、第30条の47届出（修正）
4.5.3、4.5.4、4.5.5　帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出（修正）
4.5.3、4.5.4、4.5.5　帰化、国籍取得・通知、国籍喪失・通知（修正）
4.6.0.1　異動取消し・通知・調査（修正）
4.6.1.1　転出取消・申出（修正）

5　証明書の交付（住民票の写しの例）

２．ツリー図（新規）

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　3/7

第３章　機能要件

1　管理項目

1.1　住民データ

1.1.1　日本人住民データの管理
1.1.2　外国人住民データの管理
1.1.19　氏名優先区分
1.1.16　支援対象者管理

1.2　異動履歴データ

1.2.1　異動履歴の管理
1.2.2　異動事由

1.3　その他の管理項目

1.3.2　住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理
1.3.3　住所辞書管理
1.3.4　方書管理
1.3.8　交付履歴の管理

2　検索・照会・操作

2.1　検索

2.1.3　基本検索

2.2　照会

2.2.2　交付履歴照会
2.2.4　支援対象者照会

2.3　操作

3　抑止設定

3.1　異動・発行・照会抑止
3.2　他システム連携
3.3　消除対象者記載

第４章　機能要件

1　管理項目

1.1　住民データ

1.1.1　日本人住民データの管理（修正）
1.1.2　外国人住民データの管理（修正）
1.1.19　氏名優先区分（修正）
1.1.16　支援対象者管理（修正）

1.2　異動履歴データ

1.2.1　異動履歴の管理（修正）
1.2.2　異動事由（修正）

1.3　その他の管理項目

1.3.2　住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理（修正）
1.3.3　住所辞書管理（修正）
1.3.4　方書管理（修正）
1.3.8　交付履歴の管理（修正）

2　検索・照会・操作

2.1　検索

2.1.3　基本検索（修正）

2.2　照会

2.2.2　交付履歴照会（修正）
2.2.4　支援対象者照会（修正）

2.3　操作

3　抑止設定

3.1　異動・発行・照会抑止（修正）
3.2　他システム連携（修正）
3.3　消除対象者記載（修正）

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　4/7

4　異動
- 4.0.7　方書入力補助
- 4.0.8　審査・決裁
- 4.0.10　一括入力

4.1　届出
- 4.1.0.1　届出に基づく住民票の記載等
- 4.1.0.3　住民異動届受理通知
- 4.1.1　転入
- 4.1.1.1　転入者情報入力
- 4.1.1.2　再転入者
- 4.1.1.3　特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）
- 4.1.1.4　未届転入
- 4.1.3　転出
- 4.1.3.0.1　届出日以降の異動
- 4.1.3.0.2　転出先入力
- 4.1.3.0.3　転出証明書等
- 4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）
- 4.1.3.1.4　転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成
- 4.1.4　世帯変更
- 4.1.4.1　世帯変更等

4　異動
- 4.0.7　方書入力補助（修正）
- 4.0.8　審査・決裁（修正）
- 4.0.10　一括入力（修正）

4.1　届出
- 4.1.0.1　届出に基づく住民票の記載等（修正）
- 4.1.0.3　住民異動届受理通知（修正）
- 4.1.1　転入
- 4.1.1.1　転入者情報入力
- 4.1.1.2　再転入者（修正）
- 4.1.1.3　特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
- 4.1.1.4　未届転入（修正）
- 4.1.3　転出
- 4.1.3.0.1　届出日以降の異動
- 4.1.3.0.2　転出先入力
- 4.1.3.0.3　転出証明書等
- 4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
- 4.1.3.1.4　転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成（修正）
- 4.1.4　世帯変更
- 4.1.4.1　世帯変更等（修正）

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　5/7

4.2　職権
- 4.2.0.1　職権による住民票の記載等
- 4.2.0.2　届出の準用
- 4.2.0.3　戸籍通知・戸籍の表示の引用
- 4.2.0.4　戸籍届出・通知日
- 4.2.0.5　申出を受けた職権記載等

4.3　住民票コードの異動

4.4　個人番号の異動

4.5　外国人住民のみに関係する異動
- 4.5.3　帰化
- 4.5.4　国籍取得
- 4.5.5　国籍喪失
- 4.5.6　出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除

4.6　異動の取消し
- 4.6.0.1　異動の取消し

5　証明
- 5.4　方書の記載

6　統計

4.2　職権
- 4.2.0.1　職権による住民票の記載等
- 4.2.0.2　届出の準用
- 4.2.0.3　戸籍通知・戸籍の表示の引用（修正）
- 4.2.0.4　戸籍届出・通知日
- 4.2.0.5　申出を受けた職権記載等
- 4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込（新規）
- 4.2.0.7　CSから受信した住民票コード照会通知の取込（新規）
- 4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込（新規）
- 4.2.1.2　出生（修正）
- 4.2.3.1　修正（修正）

4.3　住民票コードの異動

4.4　個人番号の異動

4.5　外国人住民のみに関係する異動
- 4.5.3　帰化（修正）
- 4.5.4　国籍取得（修正）
- 4.5.5　国籍喪失（修正）
- 4.5.6　出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除（修正）

4.6　異動の取消し
- 4.6.0.1　異動の取消し（修正）

5　証明
- 5.4　方書の記載（修正）

6　統計

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　6/7

7　連携
- 7.1　CS連携・番号連携
  - 7.1.1.1　CSへの自動送信
  - 7.1.1.4　カード管理システム連携
- 7.2　庁内他業務連携
  - 7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携
  - 7.2.2 他業務照会
  - 7.2.3 宛名連携
  - 7.2.4 戸籍附票システム連携
  - 7.2.5 マイナンバーカードによる証明書等の交付

8 実装してもしなくても良い機能

9 バッチ
- 9.1　バッチ処理
- 9.2　抑止対象者
- 9.4　成年被後見人

10 共通
- 10.1　EUC機能ほか
- 10.3　操作権限管理
- 10.4　操作権限設定
- 10.7　印刷
- 10.8　CSV形式のデータと取込

11 エラー・アラート項目
- 11.1　エラー・アラート項目

7　連携
- 7.1 CS連携・番号連携
  - 7.1.1.1　CSへの自動送信（修正）
  - 7.1.1.4　カード管理システム連携（修正）
- 7.2 庁内他業務連携
  - 7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携（修正）
  - 7.2.2 他業務照会
  - 7.2.3 宛名連携
  - 7.2.4 戸籍附票システム連携
  - 7.2.5 個人番号カードによる証明書等の交付（修正）

8 実装してもしなくても良い機能

9 バッチ
- 9.1　バッチ処理（修正）
- 9.2　抑止対象者（修正）
- 9.4　成年被後見人（修正）

10 共通
- 10.1　EUC機能ほか（修正）
- 10.3　操作権限管理（修正）
- 10.4　操作権限設定（修正）
- 10.7　印刷（修正）
- 10.8 CSV形式のデータと取込
- 10.9 マイナポータル等との接続（新規）

11 エラー・アラート項目
- 11.1　エラー・アラート項目（修正）

Ⅰ　住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ　7/7

第４章　様式・帳票要件
- 20.1 住民票の写し等
  - 20.1.1　住民票の写し
  - 20.1.2　住民票の写し（世帯連記式）
  - 20.1.3　住民票の除票の写し
- 20.2 転出証明書等
- 20.3 住民票コード通知票等
- 20.4 その他
- 20.5 住民基本台帳関係年報の調査様式

第５章　データ要件
- 30.1 データ構造
- 30.2 文字

第６章　非機能要件

第７章　用語

参考

第５章　様式・帳票要件
- 20.1 住民票の写し等
  - 20.1.1 住民票の写し（修正）
  - 20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書（新規）
  - 20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）
  - 20.1.4 住民票の除票の写し
- 20.2 住民基本台帳の一部の写し
  - 20.2.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）（新規）
- 20.3 転出証明書等
  - 20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（新規）
- 20.4 住民票コード通知票等
- 20.5 その他
- 20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式

第６章　データ要件
- 30.1 データ構造（修正）
- 30.2 文字

第７章　非機能要件

第８章　用語

参考
- ・業務概要（全体図）（新規）
- ・システム構成図（新規）

Ⅱ　具体的な改定内容

１．業務要件・業務フロー

作業方針の見直し

・業務要件と業務フローについては、単に現在の業務等を前提に記載するのではなく、デジタル手続法に基づくデジタル３原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを検討し、見直し後の業務について記載する。
・業務要件については、業務、情報システムの概要を記載する。
　（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）
・業務フローについては、BPMNで記載し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分けし、システムが提供する機能に関する要件を策定する。

現状
（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

・業務要件については記述なし。
・業務フローについては、BPMNを規定。

見直しの方向性

・業務要件として、業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図を盛り込む。

・業務フローについては、BPMNを規定し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分けされており、対応不要。

１－１．標準化の対象範囲

■　住民記録システムについて、標準化の対象となる範囲を示します。

記載文章

住民記録システムの標準化の対象となる範囲は、本仕様書において、実装すべき機能及び実装してもしなくても良い機能として規定している機能要件や、非機能要件、データ要件・連携要件等の共通要件とする。

本仕様書に準拠する住民記録システムにより処理する事務は、概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも１対１で対応しているわけではない。例えば、印鑑登録や総合窓口、戸籍附票などは対象外とし、入管法に基づく住居地届出、番号法に基づく個人番号カード関連などは対象としている。

本仕様書は、**地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニット**を基本として、今あるカスタマイズの中で、普遍的に有効性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで実装しない機能として整理し、策定した。なお、本仕様書を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様が見直される予定である。

1－2．ツリー図

- ツリー図は、住民記録に係る業務における機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化しています。
- 第５回検討会において提示した案から、業務フローのタスクに沿って機能を一覧化するよう変更します。

凡例
点線：人が行う作業
実線：システムが行う作業

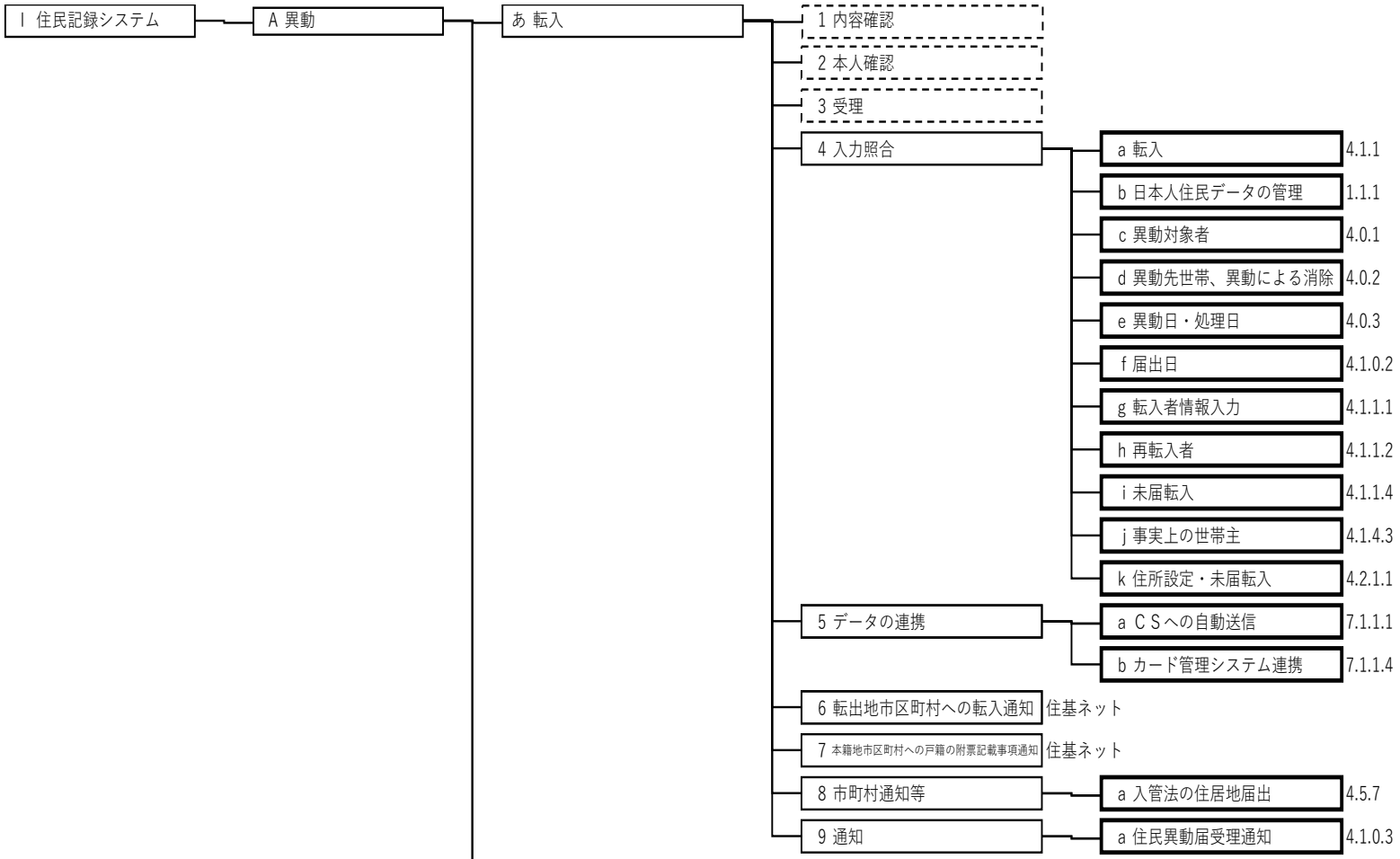

＜参考＞業務概要（全体図）

- 業務概要（全体図）は、いずれの市区町村においても実施している業務について、業務全体を俯瞰し、各業務の機能や他のシステムとの関連をモデル化したもの。
- 業務の基点となる住民、当該住民に係る住民基本台帳業務を行う住所地の市区町村における住民記録システムとの間において、「受付」「本人確認」「入力」「照合」「交付」等の業務機能の関連とその情報の流れを示します。
- 第５回検討会において提示した案から、全体を俯瞰しやすくする観点で、
情報量を絞るため流れが同じ手続きはグループ化すること、情報の流れ・IN・OUTを明確にすること、
関係機関や関連システムを追加すること等を修正しています。

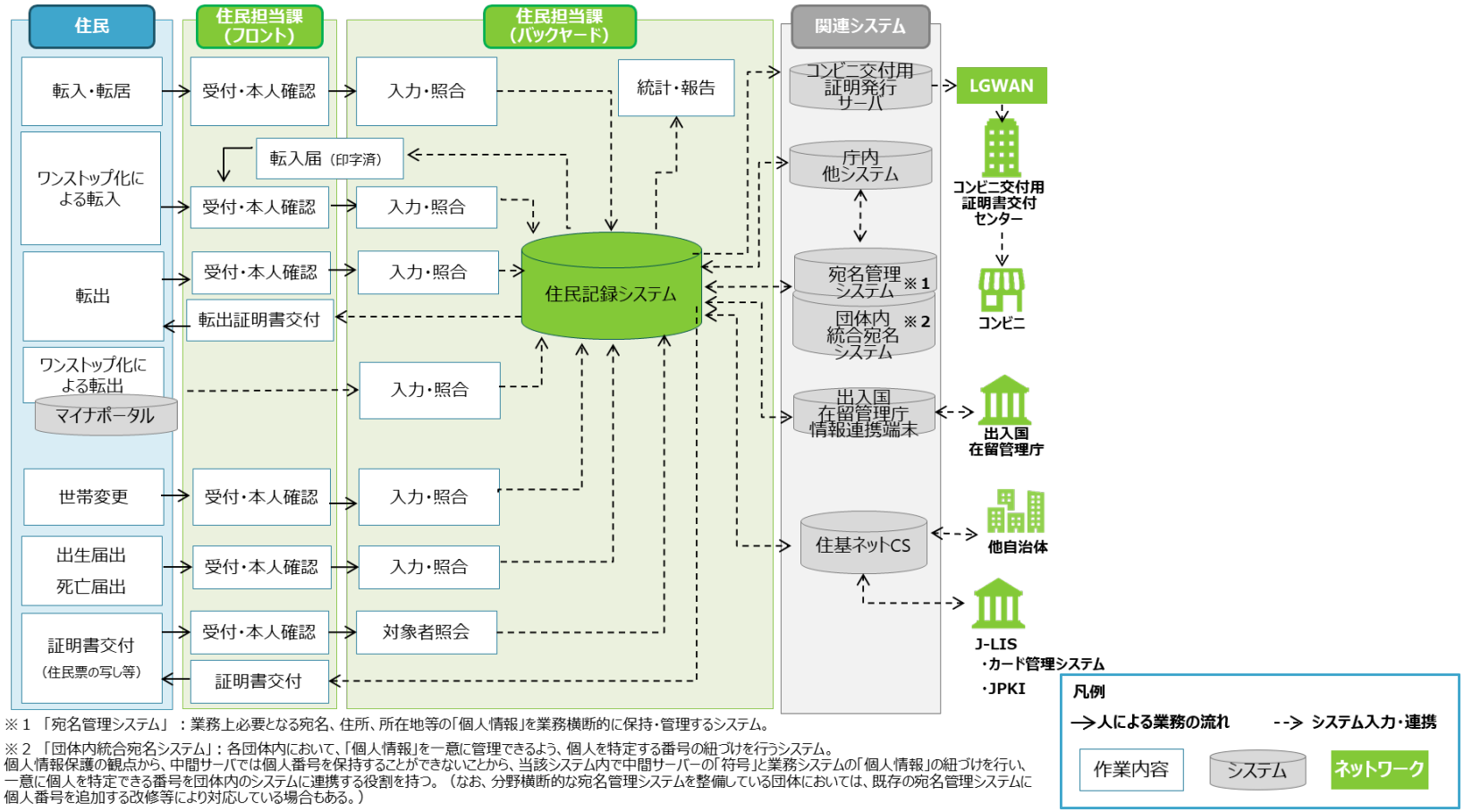

※１「宛名管理システム」：業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。

※２「団体内統合宛名システム」：各団体内において、「個人情報」を一意に管理できるよう、個人を特定する番号の紐づけを行うシステム。
個人情報保護の観点から、中間サーバでは個人番号を保持することができないことから、当該システム内で中間サーバーの「符号」と業務システムの「個人情報」の紐づけを行い、一意に個人を特定できる番号を団体内のシステムに連携する役割を持つ。（なお、分野横断的な宛名管理システムを整備している団体においては、既存の宛名管理システムに個人番号を追加する改修等により対応している場合もある。）

＜参考＞ システム構成図

- システム構成図は、住民記録に係る事務を実施するためのシステムの構成図及びデータベースに含まれる情報のモデルを示します。
- 図示しているデータベースの役割を確認するため、データベースに含まれる情報を付記します。

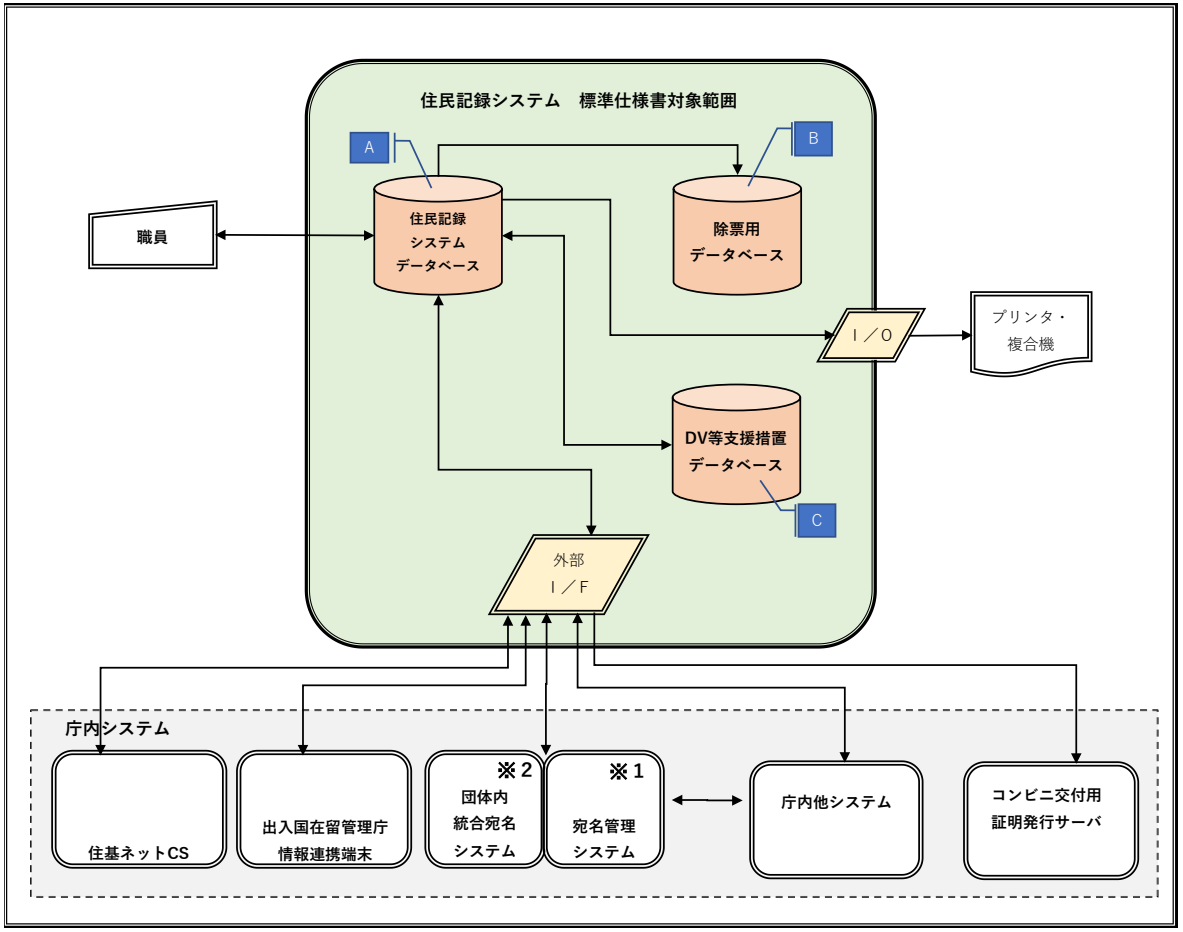

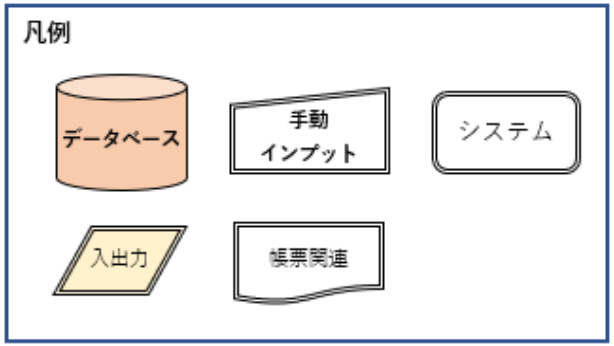

データベースに含まれる情報

A	住民記録システムで管理する日本人住民及び外国人住民のデータ（「住民票記載事項に当たる項目」、「住民票のその他の項目」の全ての最新データ）
B	住民記録システムで管理する住民票の除票のデータ（上記Aの情報、「住民票の除票固有の記載事項に当たる項目」、「住民票の除票固有のその他の項目」の全ての最新データ）
C	住民記録システムで管理する、DV等支援対象者の情報 申出者、併せてDV等支援措置を求める者、加害者等の情報

※１ 「宛名管理システム」 ：業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。
※２ 「団体内統合宛名システム」：各団体内において、「個人情報」を一意に管理できるよう、個人を特定する番号の紐づけを行うシステム。
個人情報保護の観点から、中間サーバでは個人番号を保持することができないことから、当該システム内で中間サーバーの「符号」と業務システムの「個人情報」の紐づけを行い、一意に個人を特定できる番号を団体内のシステムに連携する役割を持つ。（なお、分野横断的な宛名管理システムを整備している団体においては、既存の宛名管理システムに個人番号を追加する改修等により対応している場合もある。）

2．新しい機能の追加

作業方針の見直し

・技術の進化や施策の推進により、新たに追加すべき機能が生じる場合、標準仕様に随時、記載する必要がある。
・特に、マイナポータルぴったりサービスと業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準仕様に追加する。

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。
（業務フロー）住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフロー、マイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー（職員がシステムに入力するフローにしない）
（機能要件）マイナポータル等と接続する機能、マイナポータル等に入力された電子データを基幹業務システムが自動で入力する機能
（共通要件）マイナポータル等に入力されるデータ項目の要件等／マイナポータル等と接続するためのAPI 仕様等（ガバメントクラウド上での連携を前提）

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

○住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）
10.8 CSV 形式のデータの取込
【実装すべき機能】
異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法で CSV 形式になったデータを取り込むことができればよい。
・転出証明書に記載のデータ　・住民異動届に記載のデータ　（略）
【考え方・理由】
ICT を活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の QR コード化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の QR コード読取り、OCR 読取り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点で共通している。
そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法で CSV 形式になったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法でCSV 形式とするか（例：QR コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これにより、各市区町村・ベンダは、様々な技術を選択できることとなる一方で、どのような技術を用いても、一旦 CSV 化できれば住民記録システムに取り込めることを保証するものである。（略）

見直しの方向性

・国は、マイナンバーカードの利便性を向上するため、原則、全自治体において、マイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、自治体とマイナポータルとの接続を支援することとしている。

・住民記録システム標準仕様書【第1.0版】では、CSV 形式のデータの取込の手段について規定していないが、全ての自治体においてマイナポータル等と接続される環境が整うことを想定して、住民記録システム標準仕様書に新たな項目を立てて、マイナポータル等により入力されたデータを自動で取り込む機能を追加する。

２－１．マイナポータル等との接続

- マイナポータル等と住民記録システムの接続について、機能要件に規定します。
- マイナポータル等に入力された電子データを自動で入力する機能を【実装すべき機能】とします。

マイナポータルと住民記録システムの連携フロー

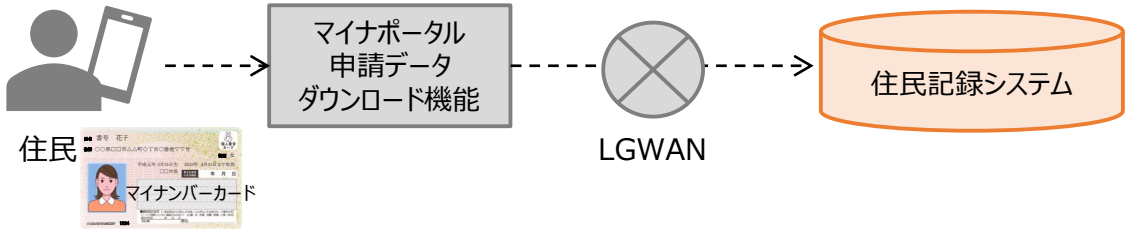

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】からの修正点

機能要件	**機能要件を追加記載** 【実装すべき機能】 住民が個人番号カードを用いてマイナポータル等により申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和２年１２月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0 版】」（令和３年７月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込み、仮登録を行うことができること。
考え方・理由	「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日　閣議決定）にて「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和４年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。このため、マイナポータルのUI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス） の抜本改善に加え、全地方公共団体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。」とされたことを踏まえ、自治体の基幹システムとぴったりサービス（マイナポータル）とのエンドトゥエンド接続の標準仕様書が策定される予定である。 これを踏まえ、新しい機能として、マイナポータル等との接続に関する機能を追加する。

３．デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の改正に伴う対応

住民基本台帳法の改正の概要（詳細別紙）

・マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

○住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）

4.1.1.3 特例転入
　特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。
　その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

見直しの方向性

・転入地市区町村の住民記録システムにおいて、転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受け、転入届に予め印字する機能等を持たせる。

【デジタル社会形成整備法】（令和3年法律第37号）

転出・転入手続のワンストップ化関係　改正概要

改正の背景

○　住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが（※）、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務（国民健康保険、児童手当など）の処理に多くの時間を要している。

※　現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ

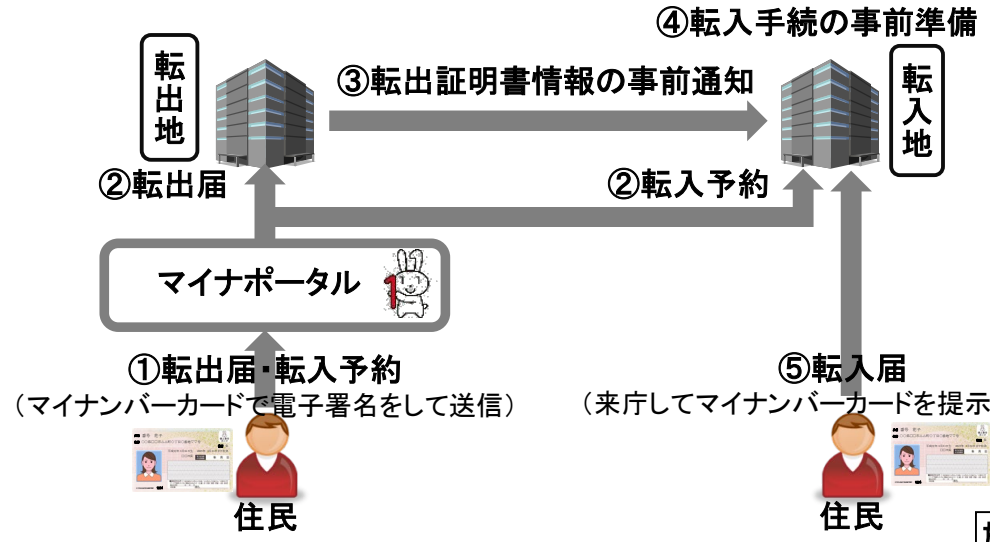

制度改正の効果

①〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮

②〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

３－１．転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）の業務フロー

- 従来の「特例転入を利用した転出」に「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」を併せた業務フローを作成します。
- 従来の「特例転入を利用した転出」と「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」の差異は吹き出しのとおり。

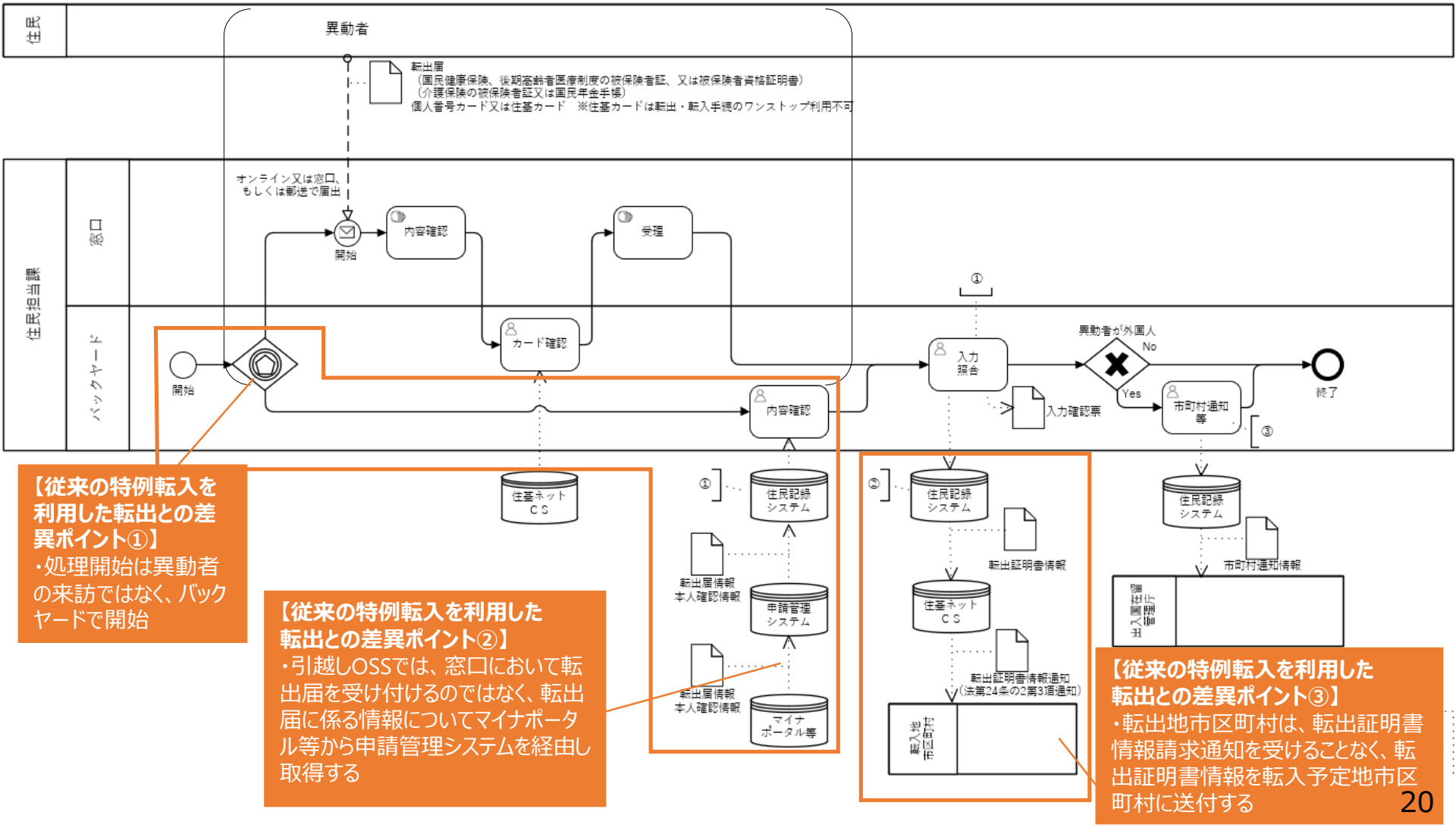

（参考）修正前の業務フロー

（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】における従来の「特例転入を利用した転出」に係る業務フロー）

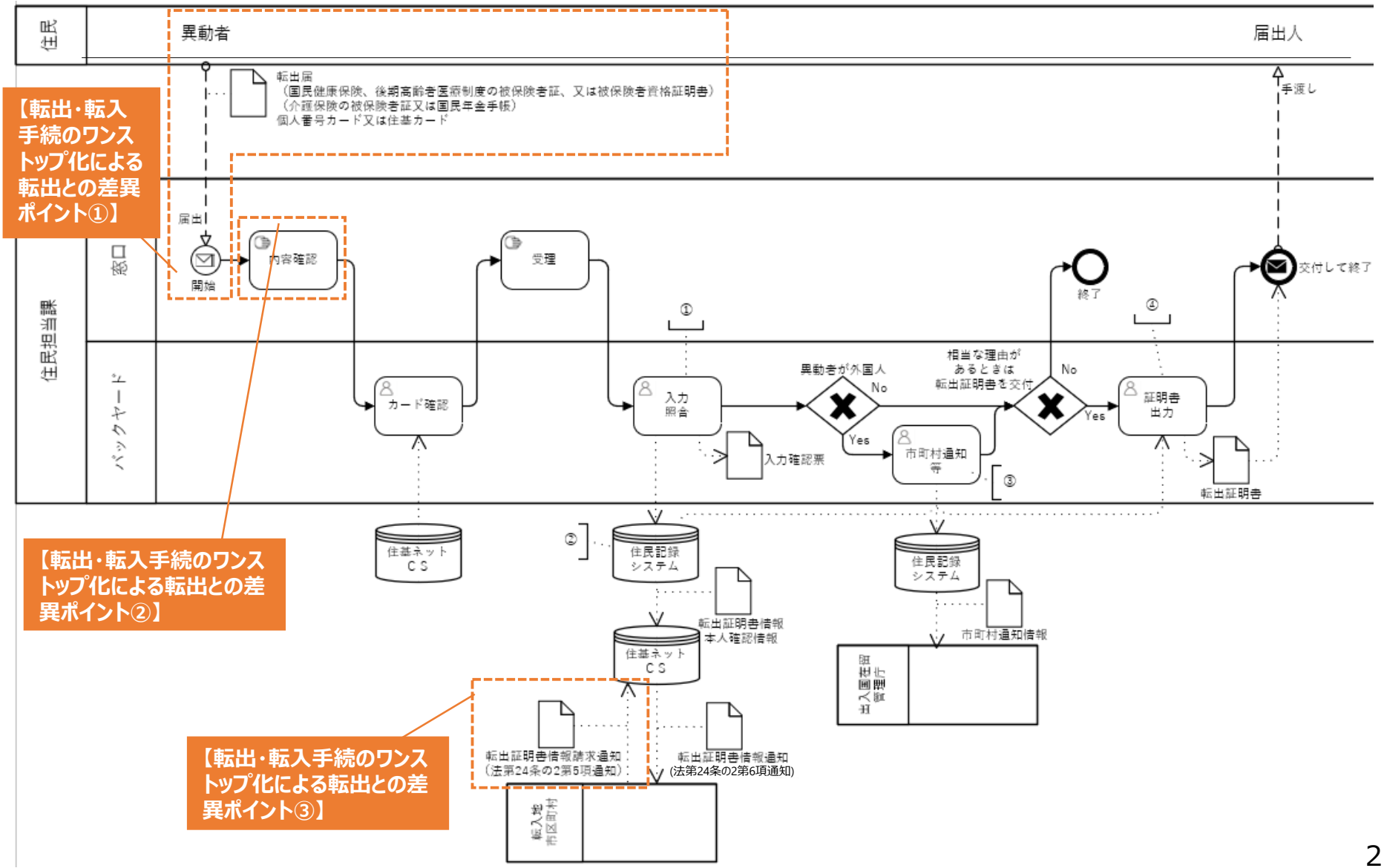

3－2．転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）の業務フロー

- 従来の「特例転入」に「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」を併せた業務フローを作成します。
- 従来の「特例転入」と「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」の差異は吹き出しのとおり。

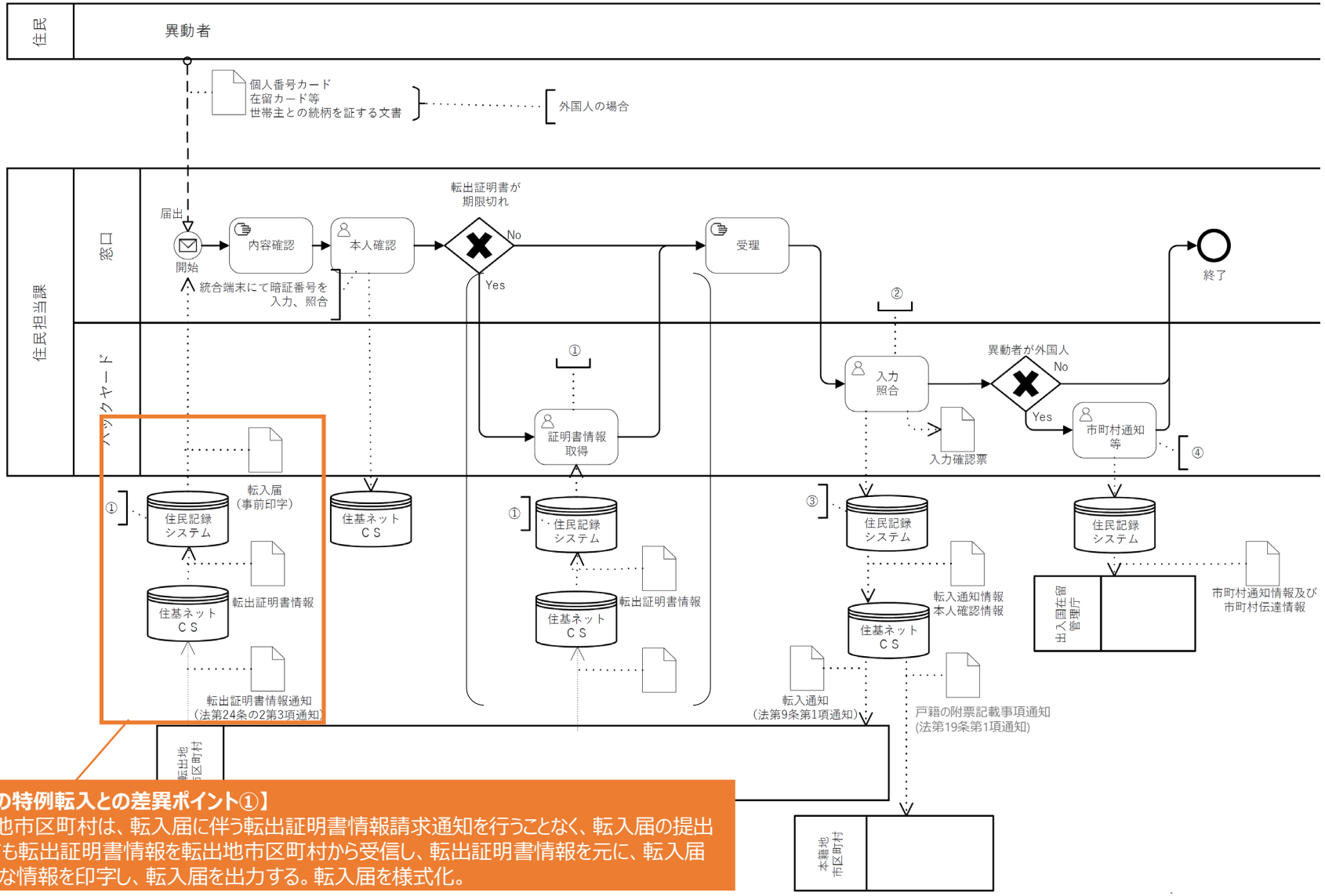

【従来の特例転入との差異ポイント①】
・転入地市区町村は、転入届に伴う転出証明書情報請求通知を行うことなく、転入届の提出がなくても転出証明書情報を転出地市区町村から受信し、転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力する。転入届を様式化。

（参考）修正前の業務フロー

（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】における従来の「特例転入」に係る業務フロー）

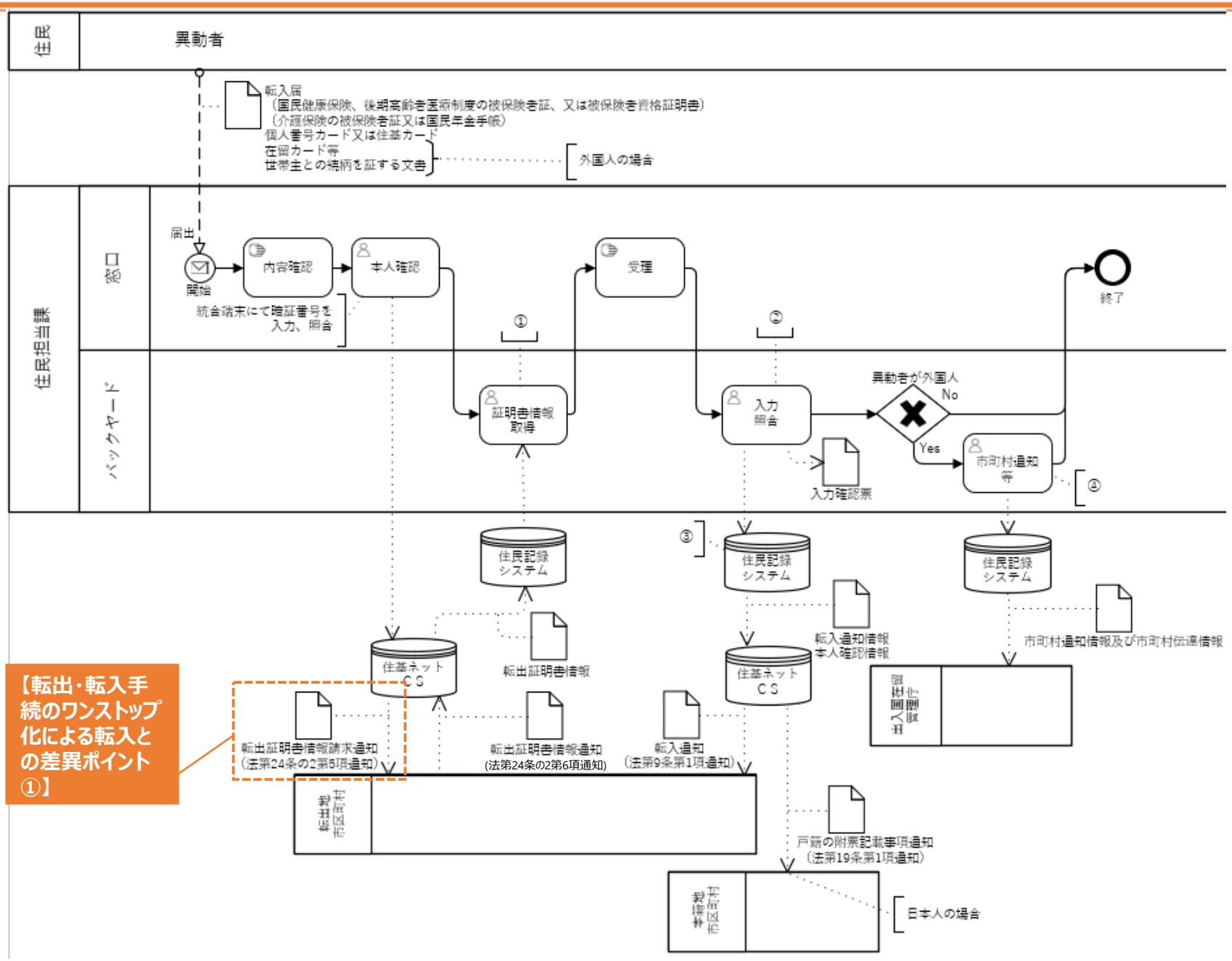

３－３．転出・転入手続のワンストップ化に係るツリー図（転出）

■ 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」において、業務フローを踏まえて、ツリー図を作成します。

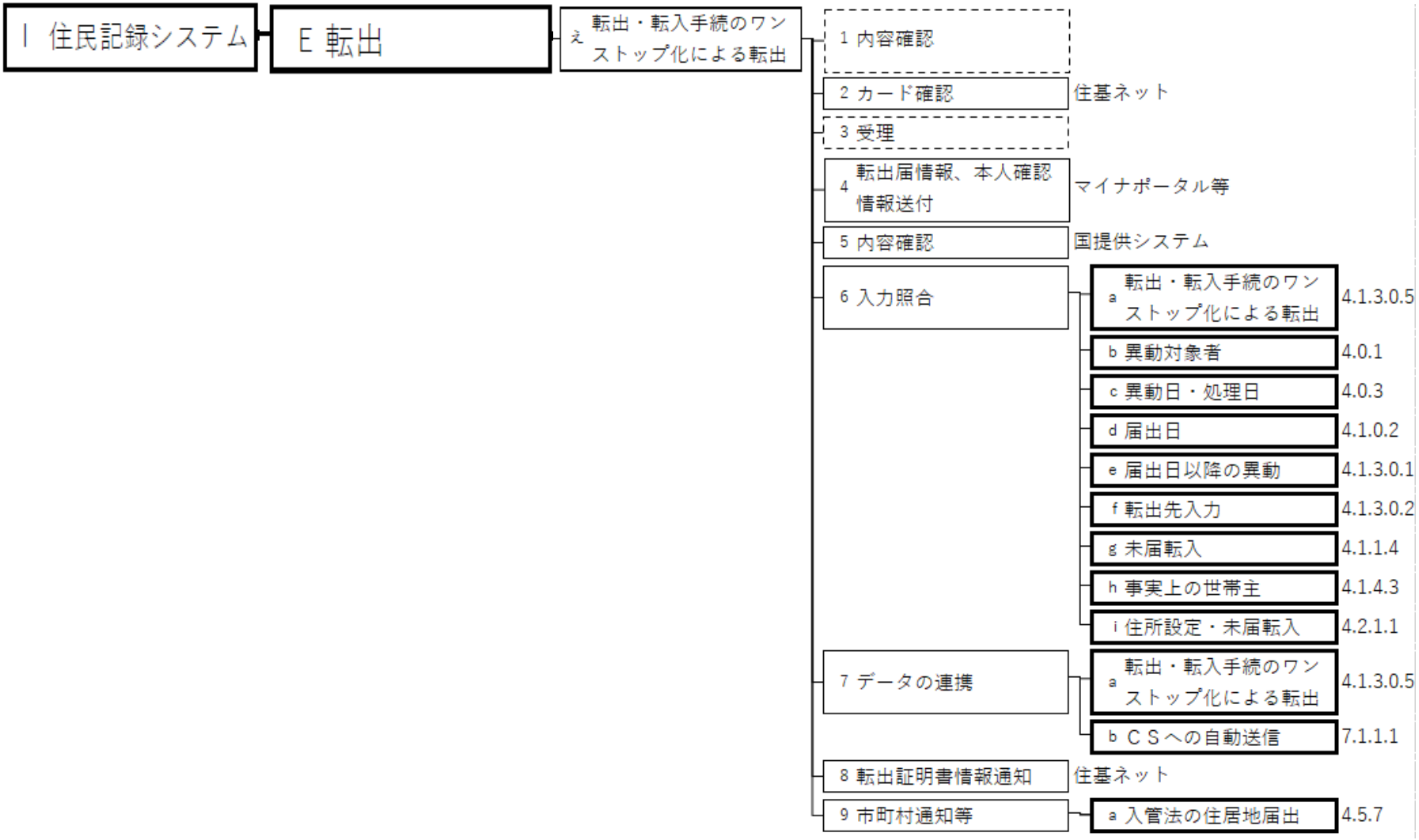

３－４．転出・転入手続のワンストップ化に係るツリー図（転入）

■ 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」において、業務フローを踏まえて、ツリー図を作成します。

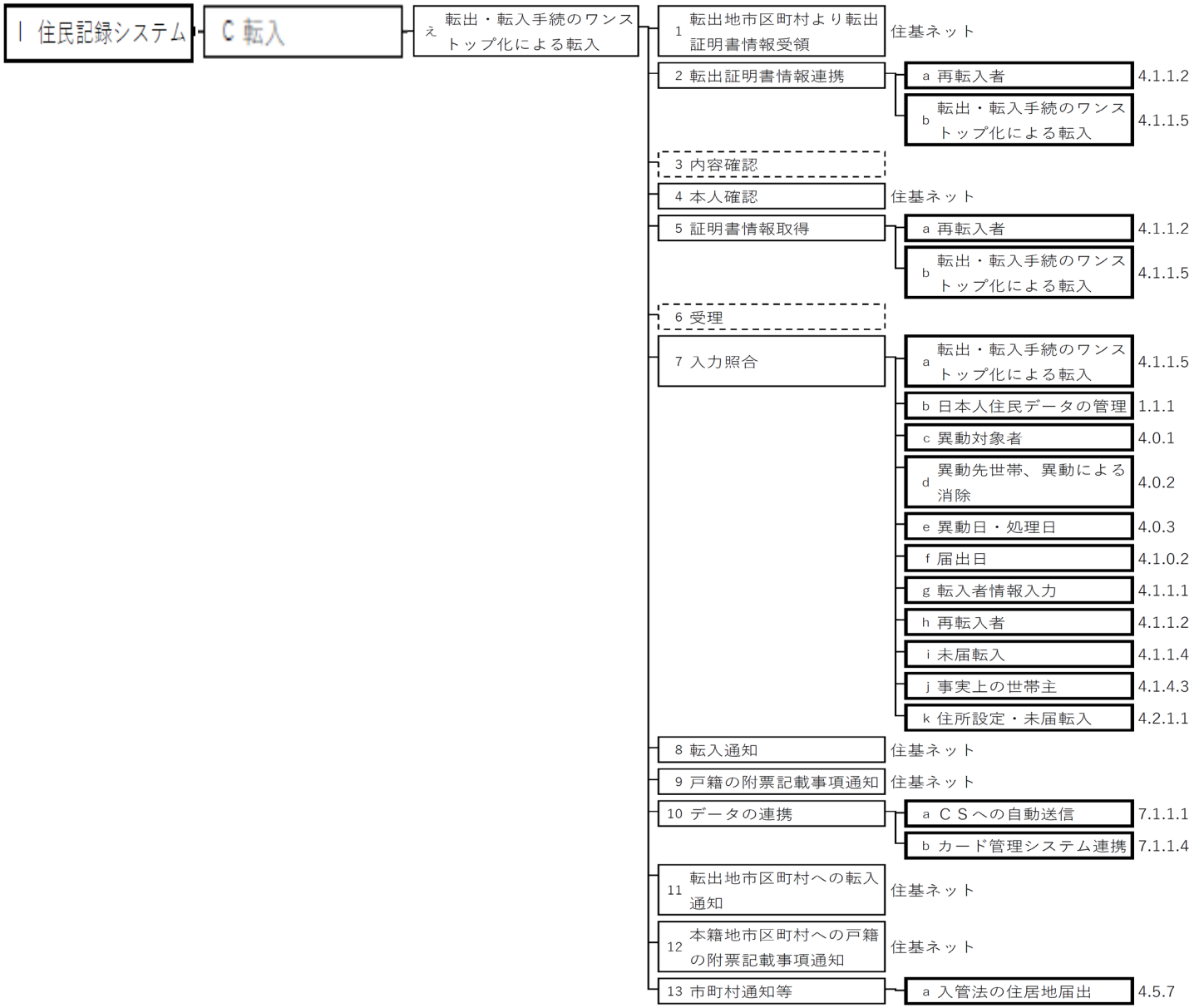

３－５．転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件

■ 転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件を規定します。
■ 転出届の情報の取得や整合性確認等について実装すべき機能として規定します。

転出・転入手続のワンストップ化による転出・転入連携フロー

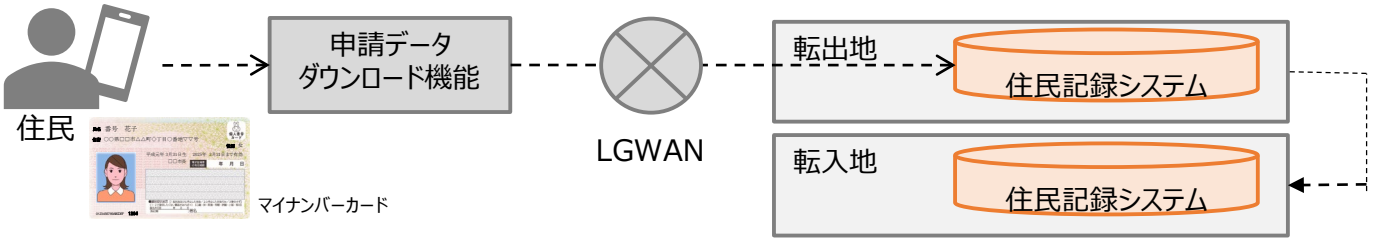

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】からの修正点

業務フロー	**転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入・転出における業務フローの改正**
機能要件	**機能要件を追加記載（下線部）** ■ 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装すべき機能】 1　特例転入を利用した転出に対応していること。 2　マイナポータル等により申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和２年１２月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」（令和３年７月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込むことができること。 3　取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックができること。 4　取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には異動履歴を残した状態で管理できること。 5　この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。 【実装しない機能】 1　既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。 2　通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。 ■4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装すべき機能】 1　特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。 2　その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 3　CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。 4　CSから連携された転出証明書情報は、一定期間（※今後、政令で定められる予定）経過後に消去できること。 5　デジタル社会形成整備法による改正後の法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に、転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること。

３－６．「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式（１／５）

■ 「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式を統一します。
■ 当該様式を統一するにあたっての前提及び基本方針は以下のとおり。

前提

- 現行法令に基づく紙様式運用をベースに策定する。
- 住民記録システムから当該様式を出力することとする。
- 様式指定の範囲は、「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」様式のみとする。他の届出については、住民記録システムの仕様書の考え方を踏襲し、様式化しない。

記載事項に関する基本的な考え方

- 個人番号カードの有無については、券面書換の要否確認を容易にする観点から欄を設け、印字する。住基カードについては、経過措置の対象であることから、様式には入れない。
- 届出事項のうち、転出証明書情報により、転入地市町村へ引き継がれる内容はシステム印字を行い、本人記載欄を極力少なくする。続柄については、一部転入等により転入時変わる可能性があるため、届出人に記載をさせる。
- 本人からの申出により転出証明書情報の訂正を要する場合、自治体は申出事項の事実を確認する。自治体は、事実を確認した上で、住民記録システムに仮登録されている内容を修正し、審査後に本登録とする。
- 届出人の署名は1枚目の紙のみとし、複数枚の利用を前提とする場合には、2枚目以降の内容についても確認したことを自署により担保する。
- その他各自治体において必要な項目については余白欄を活用する。

３－６．「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式（２／５）

■ 「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の記入例を以下に記載します。

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の記載例　（１ページ目）

届出日	異動日
令和3年6月18日	令和3年6月18日

（あて先）東京都千代田区長

住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届

下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。
※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。
届出人署名　田中一郎

あたらしい住所	東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第2号館	あたらしい世帯主 フリガナ タナカ タロウ / 田中 太郎	届出人区分 □世帯主 ☑世帯員 □代理人（関係:　）
			連絡先 （ 012 － 345 － 6789 ）
いままでの住所	東京都新宿区若松町19-1	代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】	

当該箇所への署名で届出人の確認証跡とする。
※2枚目以降も当該署名で確認したこととする。

No.	異動する（した）人の氏名	生年月日 / 住民票コード	性別	続柄	個人番号カード	国保 / 国民年金	後期高齢	介護保険	児童手当	基礎年金番号
フリガナ	タナカ タロウ	昭和20年7月15日	男	世帯主	無	＊	有	有	＊	
1	田中 太郎	0123 4567 890				＊				
フリガナ	タナカ ハルコ	昭和25年4月30日	女	妻	有	有	＊	有	＊	
2	田中 春子	1123 4567 890				任	1111 1111 11			
フリガナ	タナカ イチロウ	昭和50年6月1日	男	子	有	＊	＊	＊	有	
3	田中 一郎	2123 4567 890				＊				
フリガナ	タナカ ヘレン ルイーズ	1978年12月22日	女	子の妻	無	＊	＊	＊	＊	
4	TANAKA HELEN LOISE	3123 4567 890				＊				
フリガナ	タナカ カズオ	昭和52年10月19日	男	子	有	有	＊	有	＊	
5	田中 一夫	4123 4567 890				1号	2222 2222 22			

様式として標準化する部分は1枚目のみとし、1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できることとする。

３－６．「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式（３／５）

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の記載例　（２ページ目）

※世帯員が6人以上の場合のみ出力。

（あて先）
東京都千代田区長

住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日 / 住民票コード	性別	続柄	個人番号カード	国保 / 国民年金	後期高齢	介護保険	児童手当 / 基礎年金番号
フリガナ	タナカ タイチ	平成12年5月10日	男	子の子	有	＊	＊	＊	＊
6	田中 太一	5123 4567 890				1号	3333 3333 33		
フリガナ	タナカ ナツミ	平成21年2月28日	女	子の子	無	＊	＊	＊	＊
7	田中 夏美	6123 4567 890				＊			
フリガナ									
8									
フリガナ									
9									
フリガナ									
10									

6人以上世帯員がいる場合は2枚目以降に改ページとする。

３－６．「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式（４／５）

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の記載例　（３ページ目）

※後続業務連携用の用紙については、必要に応じて出力枚数を調整可能とする。

届出日	異動日
令和3年6月18日	令和3年6月18日

（あて先）
東京都千代田区長

あたらしい住所	東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第2号館
いままでの住所	東京都新宿区若松町19-1

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
フリガナ	タナカ タロウ	昭和20年7月15日	男
1	田中 太郎		
フリガナ	タナカ ハルコ	昭和25年4月30日	女
2	田中 春子		
フリガナ	タナカ イチロウ	昭和50年6月1日	男
3	田中 一郎		
フリガナ	タナカ ヘレン ルイーズ	1978年12月22日	女
4	TANAKA HELEN LOISE		
フリガナ	タナカ カズオ	昭和52年10月19日	男
5	田中 一夫		

後続業務連携用の様式においては、用途も自治体ごとに設定できることとする。

余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由に項目を設定できることとする。
※利用想定：国保・介護などの資格異動届において、1枚目の届け出だけでは足りない事項を届出させる場合等

３－６．「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の様式（５／５）

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」の記載例　（４ページ目）

※※世帯員が6人以上の場合のみ出力。

（あて先）
東京都千代田区長

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
フリガナ	タナカ タイチ	平成12年5月10日	男
6	田中 太一		
フリガナ	タナカ ナツミ	平成21年2月28日	女
7	田中 夏美		
フリガナ			
8			
フリガナ			
9			
フリガナ			
10			

転入届本体を改ページさせた場合、後続業務連携用の様式においても同様に改ページをおこなう。

４．デジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴う対応

住民基本台帳法の改正の概要

・デジタル３原則を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するため、デジタル手続法により住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍照合通知等の通知情報をCSから電文として受信することが可能となる。
・ワンストップ実現の観点から、これら通知情報を自動で取り込める機能を標準仕様に追加する。

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

・戸籍照合通知や住民票コード照会通知、住民票記載事項通知の取り込み機能はない。（そもそもCS間で電文として受信していない）。

見直しの方向性

・CSから戸籍照合通知や住民票コード照会通知、住民票記載事項通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で取込を行える機能等を追加する。

４－１．デジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴う対応（１／３）

■　デジタル手続法の施行に伴い、CSから連携される通知情報の自動取込機能を追加します。

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】に追加した点（戸籍照合通知の取込）

記載文章

4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込

【実装すべき機能】
CSから戸籍照合通知（法第１９条第２項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。
また、受信した通知に対する戸籍照合通知取込エラー一覧表を作成・出力できること。
CSから受信した戸籍照合通知に外字（住基統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される）が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「文字セット等」からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、「文字情報基盤文字」によるデータとともに、これらに変換できる「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している（30.2（文字）を参照）ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、戸籍照合通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力など方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。
同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。
なお、受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

４－１．デジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴う対応（２／３）

（前頁のつづき）

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】に追加した点（住民票コード照会通知の取込）

記載文章

4.2.0.7 CSから受信した住民票コード照会通知の取込

【実装すべき機能】
CSから住民票コード照会通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で取込を行い、かつ、該当住民の戸籍附票記載事項通知をCSに自動で送信できること。ただし、CSに自動送信する対象は、住民票コード照会通知に設定された4情報（氏名・住所・生年月日・性別）が完全に一致している住民に限ること。4情報の部分一致又は不一致（該当住民なし）の住民は、CSに自動送信せずに住民票コード照会通知取込エラー一覧表を作成・出力し、職員が検知できること。
また、取込の結果エラーとなったデータについて、手動によるCSへの戸籍附票記載事項通知送信機能は不要とする。
CSから受信した住民票コード照会通知に外字（住基統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される）が設定されていた場合、同じく住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2 文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票コード照会通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力など方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。

４－１．デジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴う対応（３／３）

（前頁のつづき）

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】に追加した点（住民票記載事項通知の取込）

記載文章

4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込

【実装すべき機能】
本籍地からCSを介して受信した住民票記載事項通知（法第９条第２項）を基に、該当異動（出生、死亡等）の入力処理ができること。
その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。
CSから受信した住民票記載事項通知に外字（住基統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される）が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「30.2文字」に記載のとおり、現行の文字セット等からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、住民票記載事項通知取込一覧表への出力、画面への出力など方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。

【実装してもしなくても良い機能】
受信した通知に対する住民票記載事項通知取込一覧表を作成・出力できること。
CSから住民票記載事項通知（法第９条第２項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。
同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので取込を行い、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。

５．支援措置に係る機能要件の見直し

作業方針の見直し

全国照会にて、支援措置に係る機能について以下の意見が挙がった。

・自治体職員が加害者になっている場合もあり、詳細情報の確認・閲覧等については制限を強化しておく必要がある。
・「併せて支援を求める者」の中には、申出者からの届出により、申出者に準じて証明発行できるものと認めている者もいる。本人に準ずる者となっている者がいることをわかるようにするため、準ずる者であることを付記しておく欄が必要。
・支援措置対象者ごとのファイルを紙媒体で作成し、管理番号をつけて管理している。問い合わせがあった際に、管理番号を確認して紙媒体のファイルを探すため，任意の文言を登録できるメモ機能が必要。
・仮支援措置は法的根拠を有しないものであるが、多くの自治体では仮支援期間を１４日間と定めていることが多い。仮支援措置のまま放置されることの無いよう、終了日も設定しておくことが望ましい。

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

・支援者情報の閲覧権限は、その他の情報と同様の設定としている。

・「申出者」及び「併せて支援を求める者」に係るデータベース項目に、任意の文言を登録できる項目はない。

・仮支援措置期間が過ぎたことを知らせるトリガーはない。

見直しの方向性

・支援者情報の閲覧権限を強化する。

・「申出者」及び「併せて支援を求める者」に係るデータベース項目に、任意の文言を登録できる項目を設ける。

・仮支援措置期間が過ぎたことを知らせるアラート機能を追加する。

５－１．支援措置機能要件の見直し（１／２）

- 支援対象者に係る情報（データベース）の確認・閲覧等に制限を設けるよう規定します。
- また、データベースにメモ機能として利用可能な項目を追加します。

記載文章

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】	改定案
1.1.16　支援対象者管理 【実装すべき機能】 支援措置の実施に当たっては、支援対象者の住民票（原票）及び除票（原票）に支援対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票（原票）及び除票の上記表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できること。 ＜データベース上の項目＞ ○申出者に関する項目 ①現住所地市区町村の場合 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・前住所等 ・本籍 ・前本籍等 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）	1.1.16　支援対象者管理 【実装すべき機能】 支援措置の実施に当たっては、支援対象者の住民票（原票）及び除票（原票）に支援対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票（原票）及び除票の上記表示から画面遷移し、**支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが**端末画面上でデータベースを確認できること。 ＜データベース上の項目＞ ○申出者に関する項目 ①現住所地市区町村の場合 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・前住所等 ・本籍 ・前本籍等 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等） **・その他（任意の文言を登録できること。）**

５－１．支援措置機能要件の見直し（２／２）

■ 仮支援措置の期間を定めている自治体が多いことから、仮支援措置状態で放置されることがないよう、期限を超過した際はアラート表示することとします。

記載文章

改定案（追加したアラート）

11.1　エラー・アラート項目

アラート番号	アラート項目	（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
16	仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合	仮支援措置の状態で指定日数を超過した対象者が存在します。支援措置の必要性を確認し、必要に応じて支援措置を開始してください。	1.1.16

６．データ要件・連携要件

作業方針の見直し

・データ要件・連携要件は、自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、内閣官房IT室を中心に詳細化する。
・データ項目の棚卸し調査を実施の上、データ項目一覧等を作成する。
・新たな共通要件を作成し、地域情報プラットフォーム標準仕様等の拡充等を実施する。
・令和３年度中に、中間標準レイアウト・地域情報プラットフォーム・データ標準レイアウトを拡充する。

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

○住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）

30.1 データ構造
住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。
なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。
データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途検討する。

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携
地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトで SOAP 通信又は数分間隔での FTP 等によるファイル連携ができるようにすること。
なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF 通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。

見直しの方向性

・IT室を中心とした検討を踏まえ、必要に応じて住民記録システム標準仕様書を見直す。
・地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しは、各府省における事務の標準化の検討に伴う場合だけでなく、IT室を中心とした検討により連携方法が見直されることも想定され、その場合は、連携方法について規定している住民記録システム標準仕様書を必要に応じて見直す。
・上記見直しが必要な場合は、令和４年夏に、住民記録システム標準仕様書を改定する。

６－１．データ要件・連携要件

- 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室（デジタル庁）を中心に検討することとされ、令和４年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。
- 本仕様書についても、IT室（デジタル庁）を中心にこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】	改定案
記載文章	３０．１．データ構造 【実装すべき機能】 住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。 データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途検討する＿＿＿＿＿＿。 【考え方・理由】 １．データ構造の標準化の方針 （略）	３０．１．データ構造 【実装すべき機能】 住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。 データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途、IT総合戦略室を中心に検討することとされている。 【考え方・理由】 １．データ構造の標準化の方針 （略） 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT総合戦略室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT総合戦略室を中心に検討することとされ、令和４年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、IT総合戦略室を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

６－２．データ要件・連携要件

- 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室（デジタル庁）を中心に検討することとされ、令和４年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。
- 本仕様書についても、IT室（デジタル庁）を中心にこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】	改定案
記載文章	7.2.1　地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携 【実装すべき機能】 　地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。 　なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。 【考え方・理由】 　中核市市長会ひな形に付記 　統合データベースの使用の有無にかかわらず対応可能とした。	7.2.1　地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携 【実装すべき機能】 　地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。 　なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。 【考え方・理由】 　「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（令和３年１月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT総合戦略室を中心に検討することとされ、今後、これらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、IT総合戦略室を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

Ⅲ　全国照会対応

1．全国照会における主なご意見と対応

■　業務フローに関する意見

凡例）● 検討会構成員の方からのご意見

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第３章 業務フロー等	4.1.1　国外からの転入	P.35　提示書類に「パスポート又は戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し」とある。	パスポート、戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し	国外からの転入届においては、パスポートと戸籍謄本（抄本）の双方が必要なため、「又は」の文言を「及び」に修正すべきではないでしょうか。（●）	仕様書修正	「パスポート、戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し」に修正する。
	4.4　個人番号の指定	ー	項ごと削除	紛失時の申出による場合は、次項の変更・請求の事務になると存じます。新規で附番される場合は、出生や国外転入などの事務が伴うため、当該フロー単体では存在しないと考えるため。	仕様書修正	「個人番号の指定」の業務を以下の業務フローに盛り込む形で修正する。 4.2.1.2　出生・届出 4.1.1　国外からの転入 4.5.1、4.5.2　第30条の46転入、第30条の47届出
	4.4　個人番号の変更・請求	個人番号指定請求の添付資料に「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」とある。	「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」の記載を削除する。	個人番号指定請求における添付書類として、「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」は必要ありません。 ※本人確認書類としての用途を除く	仕様書修正	「本人確認書類」と修正する。
	4.5.1 第30条の46転入、4.5.2 第30条の47届出	住民票コード通知票の記載がない	住民票コード通知票に係る事務フローを記載する。	住民票コードをはじめて記載する者については、住民票コード通知票を送付しているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	仕様書追加	修正案を反映する。
	4.5.3、4.5.4、4.5.5　帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	ー	提出書類 「個人番号カード又は住基カード」を追記する。	個人番号カード等の券面事項の更新手続きが必要なため、提出書類に「個人番号カード又は住基カード」を追記してはいかがでしょうか。	仕様書修正	修正案を反映する。
	4.6.0.1　異動取消し・通知・調査	ー	令第12条第4項通知に関する事務フローを追記する。	異動の取消処理を職権で行うため、4.2.3職権修正・申出と同様に職権記載等通知（令第12条第4項通知）の処理が必要ではないでしょうか。	仕様書追加	当該通知による職権修正のフローを追加する。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（１／７）

章	項番	意見			・対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.1　日本人住民データの管理	【住民票その他の項目】で、旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）について記載がない。	【住民票その他の項目】で、旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）について追加する。	住民基本台帳ネットワークシステム構築手引書操作手引書（操作手順／統合端末編）2.3.39戸籍附票記載事項通知情報入力（住所地）において、旧世帯主情報の入力を求められているため。また、住民記録システム標準仕様書7.1.1ＣＳ連携でも自動送信するものとなっているため、データの保持が必要と考える。	仕様書修正	【実装してもしなくてもよい機能】として整理する。（住所地における戸籍附票記載事項通知情報の入力に際し、「旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）」の情報は、必須項目ではなく、任意項目であるため。）
	1.1.1　日本人住民データの管理 1.1.2　外国人住民データの管理	・署名用電子証明書シリアル番号	・署名用電子証明書シリアル番号（住基ネットから連携可能になるまでは、空値でよい。）	署名用電子証明書シリアル番号は、現在住基ネットからデータ連携できる項目となっていないため。	仕様書修正	署名用電子証明書のシリアルは、各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能である。今後、CSから既存住基システムへ情報を連携する改修を行うことで対応すべく検討を進める。 「7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得」の【実装すべき機能】にて、「ICチップに格納されている署名用電子証明書及び利用者照明用電子証明書」とする。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（２／７）

章	項番	意見			・対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.1　日本人住民データの管理	【実装すべき機能】【住民票記載事項に当たる項目】・生年月日（和暦で管理すること。）	【実装すべき機能】 【住民票記載事項に当たる項目】 ・生年月日（西暦で管理すること。）	・令和元年5月1日を迎えるにあたり、システム障害や間違った証明書の発行を防ぐために、事前の動作検証に加えて5月1日に職員による最終確認（一連の窓口業務が正常に行えるか、証明書が正しく出力されるか）を行った。 （現在のシステムにも、西暦・和暦変換機能は持っているが、最終的には正常動作を検証する必要があるため。） 年月日に関するデータの持ち方はすべて西暦に統一させるとともに、証明書に記載の年月日も西暦にさせることで、上記のようなシステム改修や動作検証が不要となる。（●） ・和暦の場合、慶応を１とするシステムと、明治を1とするシステムがあるため、連携を考慮すれば西暦としてしまう方が、制御しやすいと考えます。今後の連携仕様を確認した上で検討としたらいかがでしょうか。	対応なし	対応なし。 （日本人住民の生年月日の表記は、戸籍の記載と一致させているため、和暦（元号）で示せるようにしている。なお、【考え方・理由】に記載のとおり、データ保持の方式として西暦での保持は認めているところ。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（３／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.2　外国人住民データの管理	【住民票のその他項目】	【住民票のその他の項目】 【住民票の除票固有のその他の項目】 ※日本人と同様に７項目を追加する ・転出先住所（確定） ほか	外国人データも日本人同様に処理するため。	仕様書追加	修正案反映する。 （外国人データも日本人データと同様に管理が必要となる場面もあり、当該項目も保持する必要があるため。）
	1.1.2　外国人住民データの管理	【住民票記載事項にあたる項目】 ・旧外登法による登録年月日	管理項目から除外	旧外登法による登録年月日について、管理していない。（法定記載項目ではない認識）	仕様書修正	【住民票記載事項にあたる項目】から【住民票のその他の項目】に変更する。 （なお、管理項目としては、庁内連携にて当該項目を保持するケースが想定されるため、残すこととする。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（４／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.2　外国人住民データの管理	・転入前住所（国外を含む。）	・転入前住所	外国人住民の国外転入は法30条46となり、転入前住所が国外となる事由はありません。	仕様書削除	「転入前住所（国外を含む）」の「（国外を含む）」を削除する。
	1.1.2　外国人住民データの管理	上陸許可証による転入の旨　のみ	上陸許可証による転入の旨 中長期在留者等となった場合の届出の旨	要領第2-2-(1)-ウ(ア)に「作成の事由（30法の47届出）」と書かれている。	仕様書追加	下記について【住民票のその他の項目】に追加する。 ・法第30条46転入である旨 ・法第30条の47届出である旨
	1.1.2　外国人住民データの管理	ー	【実装してもしなくても良い機能】 ・氏名のカタカナ表記	1.1.14統合記載欄に「氏名のカタカナ表記については、・・・・他システムと連携できる形式でデータを保持する必要がある。」とあるので、外国人住民データの管理に記載するのはどうでしょうか。また、氏名のカタカナ表記の使用は自治体判断なので、記載するなら【実装してもしなくても良い機能】と思われます。	仕様書追加	「氏名（漢字）」、「氏名（アルファベット）」等の表記に合わせ、「氏名（カタカナ）」とする。なお、統合記載欄の記載は、印鑑登録との関係で引き続き必要。
	1.1.2　外国人住民データの管理	ー	【実装してもしなくても良い機能】 ・切替年月日（特別永住者証切替年月日。8.2.1参照）	8.2.1切替異動者リスト及び案内作成が、実装してもしなくても良い機能と定義されているので、1.1.2外国人住民データの管理に記載しても良いのではないでしょうか。	仕様書追加	下記に修正する。 「特別永住者証有効期限（8.2.1参照）」 ※8.2.1、8.2.3、20.0.1における「切替」はすべて「更新」とする。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（５／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.10　世帯主	世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄をどのように住民票に記載すればよいのか記載がない	「世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は、従前の続柄のままとする」 あるいは「世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は、空欄とする」という記載にする。	世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は空欄とすればよいのか、従前の続柄のままでよいのか不明瞭であるため。	仕様書修正	下記に修正する。 「世帯主未設定の場合は、未設定世帯に属する世帯員を従前の続柄の状態、あるいは空欄の状態で他システムへ連携ができること。」
	1.1.11　続柄	【実装しない機能】に「「実装すべき機能」に示す以外の続柄を管理できること。」と記載がある。	「管理」の注釈を追加する。	・「1.1.1 日本人住民データの管理」で、「「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう」となっているため、過去に管理していた続柄（「長男」や「子（子の子）」を保持することはできないと解釈できる。（●） ・住民票における世帯主との続柄の記載方法の変更に伴う事務の取り扱いについて（H6.12.15自治振第233号）の前までは「長男」は正しい表記でした。以前のデータが修正履歴もなく変更になるのは疑問です。データ移行のみで使用する必要があると思います。	対応なし	対応なし。 （ご指摘のとおり、「「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう」と記載があるため、注記を追加せずとも過去に管理していた続柄は保持できないと解釈可能であるため。） ※実装すべき機能については、今後の続柄データの話であり、ご意見の過去のデータについて除票に履歴として管理されるものと認識。
	1.1.14　統合記載欄	P.116【考え方・理由】 ○Ｂ類型として記載する留意事項の例 ・転居届と同日に婚姻届があった旨	P.116【考え方・理由】 ○Ｂ類型として記載する留意事項の例	・転居の履歴及び婚姻による氏名変更等は【異動履歴】に自動記録されるため、留意事項に転居届と同日に婚姻届を提出した旨と婚姻前の氏を記録する処理は不要と考えますが、いかがでしょうか。（●） ・転居届と氏名変更B類型に記載して留意する必要はあるのでしょうか。旧氏に関連するのでしょうか。	対応なし	対応なし。 （同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するため。転居届として処理されるものの、氏の変更を伴うものであることを分かるようにするため）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（６／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.14　統合記載欄	－	A類型からC類型までの分類について、分類と留意事項の記載例を明記していただきたい。	記載内容をあわせるためにも、「1.1.14 統合記載欄」の【考え方・理由】にある留意事項の例に対応した記載例はある方がよいかと存じます。（●）	仕様書追加	【考え方・理由】に対応する形で例示を提示する。
	1.2.2　異動事由	－	記載の事由に「住所設定」を追加する。	法律上の整理区分ではないが、事務上転入と区別する必要があるため。（●）	対応なし	対応なし。 （「住所設定」と「転入」を分けて登録する必要性が不明瞭であるため。）
	1.3.3　住所辞書管理	実装すべき機能として、住所辞書については全国的に提供されるものを使用すると記載されている。	修正前の記載に加えて、実装してもしなくても良い機能として「自市区町村内においては、他の住所辞書を使用することもできる」を追加する。	本市市内住所の一部について、全国住所辞書では対応できない部分があり、現状において他の市内住所辞書を利用している。市内住所を入力する機会は非常に多く、住所辞書から修正無しで登録できないと、業務効率が大きく損なわれるため。（●）	対応なし	対応なし。 （住所辞書については、小字までのものと認識。 住居表示、地番等については、1.3.2で管理。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　管理項目に関する意見（７／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.3.4　方書管理	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 【実装してもしなくても良い機能】 方書のカナを登録管理できること。	難読な方書等において、読みを登録しておくことにより読み違いによる住民等とのトラブルを未然に防止できるため、【実装してもしなくても良い機能】に方書カナの登録機能を追記してほしい。	仕様書追加	修正案を反映する。
	1.3.4　方書管理	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 また、住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書を登録管理できること。	当区では、私設私書箱、漫画喫茶、簡易宿泊所、ウィークリーマンション、カプセルホテルなど、本来は住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊方書をシステムで管理しており、転入等入力時に該当した際はエラーやアラートを表示して誤った住民登録を未然に防止している。 全国の区市町村において、誤った住民登録を未然防止し、住民基本台帳の適正管理が図られ、また、都心区においては対象物件が多いことから、この機能が必要と考える。	仕様書修正	【実装してもしなくてもよい機能】とする。 （左記のようなケースにおいて、フラグの用途にするものと思料し、実装してもしなくてもよい機能と整理したため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■ 除票関連（１／２）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.5 除票	また、法制度上、消除の取消し（いわゆる回復）自体は、特に期限なくできるものである。Ａ案・Ｂ案・Ｃ案のいずれかによって、５年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムデータベースから回復させるか除票用データベースから回復させるかは変わるが、５年経過後、消除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。	また、法制度上、消除の取消し（いわゆる回復）自体は、特に期限なくできるものである。Ａ案・Ｂ案・Ｃ案のいずれかによって、住民記録システムデータベースから異動の取消し（増）をさせるか、職権記載するかは変わるが、５年経過後、消除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。	異動事由に「回復」はなくなり、「異動の取消し（増）」となっているため、文言を合わせるほうがよいと考えます。 また、システム的には除票DBからの異動取消（増）は困難です。これは除票ＤＢから住記ＤＢを復元する情報が不足しているためです。除票ＤＢから復元できるようにするとなると、住記ＤＢと全く同じ項目を保持する必要があり、それならば最初から除票ＤＢを分ける必要性がありません。除票ＤＢの意義は除票１５０年保存のために必要最小限の除票項目保持に限定することと思われます。 除票ＤＢは再転入対象者検索の対象外とするのであれば、異動取消（いわゆる回復）の対象外とし、異なる宛名番号が付番される「職権記載」でないと対応できません。（●）	仕様書修正	「回復」を「異動の取消し」に修正する。 除票DBの項目は住民記録DBと同一項目を構えるべきであり、除票されたからといって削除されてはならない。そのため、除票DBからの復元についても許容することから、対応なし。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　除票関連（２／２）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.5　除票	－	標準準拠の住民記録システムで保管する除票データは、平成26年6月20日以降とする。標準準拠の住民記録システム上では平成26年6月19日以前の除票は管理対象外とする。	住民基本台帳法の一部改正により、令和元年6月20日から除票の保存期間が150年間になりました。これにより、令和元年から5年前の平成26年6月20日以降の除票は150年間保管することが必要となりました。 平成26年6月20日以前の紙除票原票・改製源システムデータ等は標準化の妨げとなるため、管理対象外にすることができれば、移行コストの大幅な削減となります。（●）	対応なし	対応なし。 （デジタル手続法の一部の施行の際、既に消除されている住民票（世帯を単位とする住民票にあっては、その全部が消除されている住民票）又は既に改製されている改製前の住民票であって、現に市町村長が保存しているものについては、消除し、又は改製してから５年を超えて保存している場合であっても、新たに消除又は改製された住民票と同様に、除票として取り扱い、住民基本台帳とは別につづり、除票簿として保存しなければならない。また、当該除票は、消除し、又は改製してから５年を超えて保存されている場合であっても、その消除された日又は改製された日から150年間経過するまで保存しなければならない。ただし、当該対応は住民記録システムの外で管理するべきであるため、仕様書に追記対応等は行わない。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　支援措置関連（１／４）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.16　支援対象者管理	「併せて支援措置を求める者に関する項目」が以下の７項目となっている。 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・前住所 ・申出者との関係	「併せて支援措置を求める者に関する項目については、以下の９項目とする。 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・前住所等 ・本籍 ・前本籍等 ・申出者との関係	併せて支援を求める者の前住所等、本籍、前本籍等については、申出者と異なる場合もあるため、併せて支援を求める者に関する項目としてデータベース上確認できる必要があると考える。 併せて支援を求める者の本籍等をデータベース上で確認できないと、申出者と同じ本籍であるとの誤認により、本籍地市区町村への連絡漏れの発生等が懸念される。	仕様書修正	修正案を反映する。 （本籍地市区町村への連絡に必要であると理解したため。）
	1.1.16 支援対象者管理	【実装すべき機能】 住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、・・・・・端末画面上でデータベースを確認できること。	【実装すべき機能】 住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、・・・・・支援措置責任者は端末画面上でデータベースを確認できること。	システム内に加害者に関する項目が含まれるが、市町の職員が加害者になっている場合もあり、3.4支援措置同様に、詳細情報の確認・閲覧等については制限を強化しておく必要があると考える。	仕様書修正	下記に修正する。 「～支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。」
	1.1.16　支援対象者管理	<データベース上の項目>	<データベース上の項目>に、「〇住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求の際の代理人又は使者に関する項目　・氏名　・宛名番号（同一市町村の場合に限る。）・生年月日　・住所」を追加。	住民基本台帳事務処理要領において、あらかじめ支援措置対象者と取り決めた代理人又は使者からの請求であれば、支援措置対象者の住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求に応じることとされているため、代理人の情報もデータベース上で管理する必要がある。	対応なし	対応なし。 （特別な事情があった場合にのみ、代理人による申請を認めているが、代理人が加害者側になるケースもあり、常に同一人物の交付請求に応じる運用とは限らないと考える。項目としては管理しなくとも、メモ欄で対応可能と考えるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　支援措置関連（２／４）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.16　支援対象者管理	○仮支援措置	・仮支援措置の終了年月日　を追加する	仮支援措置は法的根拠を有しないものであるが、多くの自治体では仮支援期間を１４日間と定めていることが多い。仮支援措置のまま放置されることの無いよう、終了日も設定しておくことが望ましいと考える。	仕様書追加	アラートに「仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合」を追加する。（仮支援措置のまま放置され、自動で終了になってしまう場合、住民に危害を与えかねない点を考慮し、自動終了ではなくアラートが必要と考えるため。）
	1.1.16　支援対象者管理	○併せて支援を求める者に関する項目	・その他（任意の文言を登録できること）　を追加する	併せて支援を求める者の中には、申出者からの届出により、申出者に準じて証明発行できるものと認めている者もいる。本人に準ずる者となっている者がいることをわかるようにするため、準ずる者であることを付記しておく欄が必要と考える。	仕様書修正	当該項目を追加する。
	1.1.16　支援対象者管理	－	「○申出者に関する項目」及び「○併せて支援措置を求める者に関する項目」に任意の文言を登録できる機能を追加。	支援措置対象者ごとのファイルを紙媒体で作成し，管理番号をつけて保管している。問い合わせがあった際に，管理番号を確認してファイルを探すため，任意の文言を登録できるメモ機能が必要。		

１．全国照会における主なご意見と対応

■　支援措置関連（３／４）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	1.1.16　支援対象者管理	【実装すべき機能】に「仮支援措置」の項目がある。	「仮支援措置」の項目を削除する。 「支援対象者管理」に、相談記録が記載できる項目を追加する。	「仮支援措置」は事務処理要領に記載されていない制限システムであり、当区では実施していない。全国共通の基準がない以上、パッケージに存在させると、あたかも全ての市区町村で行っている・行えるように捉えられてしまう危険性がある。条例等で「仮支援措置」が制定されている場合は、抑止レベルのアラートと、相談記録で対応することが望ましいと考える。（●）	対応なし	対応なし。 （考え方・理由の記載に基づき、【実装すべき機能】のままとする。なお、事務処理要領の改正を予定している。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　支援措置関連（４／４）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	2.2.4　支援対象者照会	－	－	支援措置情報は過去の事故事例などから、どの画面でもわかりやすく確認できる必要があると思います。画面の使用について対象外ですが、支援措置については性質上、もう少し踏み込んだ記述があってもよいのではないかと思いました。 ※例示：支援措置対象者の住所が表示される画面については、全ての画面で対象者であることが容易に確認できること。など	仕様書追加	「考え方・理由」を下記の記載とする。 「支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付することを防止するため、照会時に住民票データを確認する場合表示するすべての画面において、支援対象者であることを容易に確認できる必要がある。」
	3.1　異動・発行・照会抑止	－	【実装すべき機能】抑止の理由が手入力できること	支援措置、外字作成中、実態調査等の事由が容易に分かるようにしたい。	仕様書追加	考え方・理由の表記に合わせ、下記に修正する。 「抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること。」
	9.2　抑止対象者	－	－	ある程度の人口規模の市区町村は支所等の単位で業務を分担している。支所情報なども利用できるようにしてほしい。	仕様書追加	実装してもしなくても良い機能として「一覧表を支所単位で分割できること。」を追加する。 （8.2.特別永住者などの考え方・理由と合わせると、「支所別というのは各市区町村固有要件」であるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　エラー・アラート関連

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	11.1　エラー・アラート項目	○アラート項目一覧	○アラート項目一覧　同一住所（地番）の家屋へ異動した場合「同一住所への転居ですが、よろしいですか？」	同一住所（地番）の別領域の家屋へ転居した入力が可能になっているが、実際にはそのような事例は少なく、入力ミスの場合が多いと思われる。入力ミスを事前に防ぐため、左記アラートを追加してほしい。	仕様書追加	修正案を反映する。 （多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため。）
	11.1　エラー・アラート項目	○エラー項目一覧	○エラー項目一覧　氏名について、氏名の間に連続した空白2文字以上が含まれている場合「氏名の間に連続した空白が2文字以上入っています。」	日本人、外国人の場合において、連続した空白2文字以上が含まれていることは入力ミスである。入力ミスを事前に防ぐため、左記エラーを追加してほしい。	仕様書追加	修正案を反映する。 （多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため。）
	4.1.1.2　再転入者	「３情報（氏名・性別・生年月日）が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。」と記載がある。	「３情報（氏名・性別・生年月日）」を「名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日」に修正する。	再転入者について、３情報（氏名・性別・生年月日）が一致する場合にアラートが表示されるとあるが、再転入時に氏が不一致でも同一人物である場合は多くあるため、対象者を把握できるように氏名のうち名（又は名のフリガナ）が一致する場合でもアラート表示は必要である。	仕様書修正	下記に修正する。 「氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日 ３情報（氏名・性別・生年月日）の組み合わせが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。」
	4.1.4.1　世帯変更等	【実装すべき機能】 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2 に規定する異動事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処理が行えること。	【実装すべき機能】 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2 に規定する異動事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処理が行えること。 また、世帯変更・世帯合併を行う際、方書同一性確認を自動で行い、相違の場合はアラートで表示すること。	職員のオペレーションミスを無くすためにアラート表示がほしい。	仕様書追加	当該項目への反映及び「11.1 エラー・アラート項目」において追加する。 （方書が異なるケースが多くないことを踏まえると、方書が異なっている場合も同一であると誤認しやすいことが想定される。本内容は必ず修正が必要なことから、エラー制御が必要と考えるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（１／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.1.1.3　特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い」と記載。	自治体独自の予約システムとの兼ね合いについて、以下のとおり検討をお願いしたい。 案①転入予約については、導入するか否かを自治体が選択できることとする。 もしくは、マイナポータル上の予約手続きについて、マイナポータル独自の予約システムを利用するか、市独自の予約システムを利用するかを自治体が選択ができるようにする。 案②自治体独自の予約システムからマイナポータル上の予約手続きに連携できるような仕組みを汎用的に公開する。	既に予約システムを導入している当市では、マイナポータルの転入予約が必須導入となると、予約の二重管理を避けるために現行の予約システムの停止を検討する必要がある。 しかし、マイナポータルの予約のみの場合、利用可能なのはマイナンバーカード所有者に限られるため、マイナンバーカードを所有していない市民に対する当市の住民サービスは低下する。 なお、マイナポータルからの予約であれば事前に転入予約者の情報を受領できるが、当該予約者が予約日に必ず来庁するとは言い切れないことから、事前の入力や準備が必ずしもできるとは限らない。 そのため、マイナポータルの予約の方が手続き時間が短縮されるとは言い切れない。	仕様書修正	「マイナポータル等」とする。
	4.1.1.3　特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「一定期間経過後に，転出証明情報を消去できること。」と記載がある。	「住基システムに連携した転出証明情報は，一定期間経過後に消去できること。」へ修正する。	住基ネット上の転出証明情報は異動日から６０日で自動削除される。標準仕様書の記述は住基システムへ連携された後のデータの扱いに関する記述と解釈した。「転出証明情報」という記載のみだと，住基ネット上の転出証明情報と混濁し，誤解を招く可能性があるため。	仕様書修正	下記に修正する。 「CSから連携された転出証明書情報は、一定期間経過後に消去できること。」

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（２／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。」と記載がある。	全文を「マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を直接または別途マイナンバー利用事務系に設置済みの申請管理システム経由で住民記録システムへ取り込むことができること。」に修正する。	04【参考１】住民記録システム標準仕様書の改定について P20に記載の機能要件と仕様書2.0版（案）の機能要件に差があるため。仕様書2.0版（案）が正しいのであれば修正前の記載からでは、ぴったりサービスのオンライン連携導入予定の団体（別途特定通信に必要な境界ＦＷ、連携サーバ、申請管理システムを調達する）や自治体等共通SaaS基板を利用する団体が住記システムを調達する際の連携部分で支障がある可能性があるため。 オンラインからの転出届を住記システムで取り込む手法について複数ケースがあるように見えるため、仕様書上で漏れがないような文言にするべきかと思います。 住記システムから見た時の取得先が 1. マイナポータル（API or ダウンロード機能?） 2. 申請管理システム（マイナンバー利用事務系に設置） 3. 申請管理システム（自治体等共通SaaS） のケースが想定されると推測しています。	仕様書修正	下記に修正する。 「マイナポータル等 により申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和２年１２月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」（令和３年７月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込むことができること。」

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（３／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報とで、氏名、性別、生年月日、住所、転出先住所や本籍地、世帯員間の続柄の関係性は正しいか、一部転出になる場合残る世帯員は正しいか、個人番号カードの交付の有無について突合できること。」の記載がある。	「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報とで、氏名、性別、生年月日、住所、続柄について突合できること。」と修正する。	本籍地、個人番号カードの有無は転出届の記載事項ではないため。 また、転出先住所や残る世帯員の確認は普通の転出の異動処理と同様のため。	仕様書修正	下記に修正する。 「取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」
	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後情報か、管理できるこ。」と記載がある。	「転出届の情報について、取り込んだ情報と修正後の情報を管理できるこ。」と修正する。	どちらかの管理では修正前の情報が確認できなくなる恐れがあるため。	仕様書修正	下記文章を追加する。 「取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には異動履歴を残した状態で修正すること。」 （両方の情報を持たせるのではなく、履歴を保存することで対応可能と考えるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（４／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	マイナポータルからの転出届情報を受領し、住民記録システムで特例転出を実施した場合、転出処理の処理結果を通知していない。	転出の届出処理が完了した旨を通知する。 ※不備がある場合、不備内容を通知	マイナポータルからの転出届情報を受領し、住民記録システムで特例転出を実施した場合、転出処理の処理結果を通知していない。 ※マイナポータルでの受付は完了したが、届出の処理が完了した旨を通知したほうがよいと考える。 例えば、マイナポータルでの申請ができたが突合結果の不備等により転出の届出処理ができなかった旨を通知していないと、市民が転入地の手続きに来た際に転出の手続きが完了していないことを知ることになり、トラブルが発生しやすい（●）	対応なし	対応なし。 （本仕様書の範疇外であるため。 マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識しており、弊省としても、その検討の場に参加するなど、適切に対応して参りたい。）
	4.1.3.0.4　特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	令和３年通常国会において、住民基本台帳法が改正されマイナンバーカド所持者が、マイナポータルからオンラで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日続柄、個人番号転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることされた 。	・左記に、「届出者の連絡先」を追加してほしい。 ・特例転出は、マイナーポータルからオンラインで申請するものと今まで通りの窓口や郵送による届出の３パターンになるのであれば、わかりやすく記載してほしい。	新住所地が違っている場合があるため、違っていた場合、前もって確認して修正した方がよければ確認手段としたいため。また、期限内に転入処理をしなければカードが失効してしまうこともあり、連絡が取れる手段となると考える。 ・特例転出は、（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）によるマイナーポータルからオンラインで申請するもの。 今まで通りの窓口や郵送による届出の３パターンになるのでしょうか。（●）		

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（５／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「届出人区分」が「本人・世帯主・世帯員・代理人」となっている。	「届出人区分」から「本人」を削除し、「世帯主・世帯員・代理人」とする。	異動者による届出であれば、世帯主または世帯員の項目を使用することとなり、本人を使用する事例がないと思われるため。また、本人の定義が明確でなく、どの欄の記載に対しての「本人」なのかがわからないため。	仕様書修正	修正案を反映する。
	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。」という記載がある。	「法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷による出力及びcsv形式でデータ出力できること。」という記載に修正する。	本市を含めて、デジタル化の趣旨から届書入力補助システム等を導入している自治体は、増加傾向にある。標準仕様書は、現行法令に基づく紙様式運用をベースに策定していることは理解しているものの、住民記録システムから届書入力補助システム等への情報連携を選択できる余地を作っておかなければ、すでに届書入力補助システム等を導入している自治体にとっては、今回の法改正や標準化によって事務効率が向上しないばかりか、現在よりも事務効率及び精度が低下することになりかねず、デジタル化の流れがむしろ後退することになる。また、これから届書入力補助システム等を導入してデジタル化を進めていこうとする自治体にとっても、システム導入のメリットを減少させることにつながりかねない。 なお、修正案は「csv形式でデータ出力」としているが、方式はQRコードを利用したものでも、その他の方法でも構わないが、統一的な方法とすることで、届書入力補助システム等のベンダーがそれぞれ対応できるようにしてほしい。	仕様書追加	【実装してもしなくても良い機能】として、「CSV形式データ出力できること」を追加する。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（６／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由項目を設定できることとする。」	国保・介護などの資格異動届出において、複数の課に渡すことを想定し、標準仕様書の例でいると3枚目/4枚目の各課毎の記載内容で5枚目/6枚目となっていくことを想定している認識であれば、その旨を記載して頂きたい。	文脈からみて、3枚目4枚目のみなのか以降も自治体毎に繰り返しで続けることが可能なのかどちらにも判断出来てしまうため、明確にしておくと各自治体間での運用差がなくなると考えたため。	仕様書追加	「後続業務連携用の用紙については、必要に応じて出力枚数を調整可能とする。」旨を追記する。
	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】また、本様式の余白欄については本仕様書の対象外とする。	【実装すべき機能】また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。	余白欄にはシステムから何らか出力することが想定され、「対象外」の場合実装不可となるため。	仕様書修正	修正案を反映する。
	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P.316 ○ 法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウトの考え方 「代理人の住所【旧（現）住所で同じ世帯の場合は不要】	○ 法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウトの考え方 「代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】	代理人が新住所の同じ世帯員の場合は住所の記載は不要と考えるが、代理人が旧住所（前住所）で同じ世帯員の場合は、新世帯とは別世帯と考えられるため、住所を記入させる必要があると考えます。	仕様書修正	修正案を反映する。
	20.3.1 法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	異動日	異動日（転出届の予定日から変更したときは訂正可能）	市民への説明として転出届の予定日から変更したときは訂正可能の説明文の印刷が必要であるため。	仕様書修正	すべての印字項目において訂正が可能な旨を追記する。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　転出・転入手続のワンストップ化関連（７／７）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	参考３のP2(仕様書P311) 署名	届出人署名	当たり前ではあるが、誰の名前を書くべきか聞かれることが多いため。	仕様書修正	修正案を反映する。
	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	－	個人番号の追加	318/493P　既存の転入届２～３枚目に個人番号を記載している団体の場合個人番号は住基法の転入届の項目ではありませんが、他業務では必要です。もし個人番号は庁内データ連携されるから不要、という判断であれば、外国人固有項目（国籍地域、30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留カード番号、在留期間満了日）も同様です。	仕様書修正	外国人固有項目についても削除する。 （ご意見のとおり、庁内データ連携されることから他業務では不要と整理したため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■ 機能追加（１／２）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.2.3.1 修正	P.176【実装しない機能】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。 【考え方・理由】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではなく、市区町村のニーズも低いため不要。	【実装しない機能】 ｛左記を削除｝ 【実装してもしなくても良い機能】 ｛住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。｝ 【考え方・理由】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できる機能については、｛法令上求められているものではないが、事務処理要領第3-1-(2)-オにおいて、「法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等を同一の用紙に記入することは差し支えない。」とされ、戸籍附票に住居表示実施等の事由を記載している区市町村が存在することから実装してもしなくても良い機能とする。｝	事務処理要領第3-1-(2)-オにおいて、「法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等を同一の用紙に記入することは差し支えない。」とされているため、当区では戸籍附票に戸籍附票記載事由（住居表示実施等の事由）を記載しています。 法第19条第4項通知において、戸籍附票の記載事由（住居表示実施等の事由）が不明の場合は、住所地に電話照会して附票に記録しています。 戸籍附票記載事項通知の詳細事項を住所地に強制できないため、実装してもしなくても良い機能として｛｝部のとおり修正していただくようお願いします。	仕様書追加	修正案を反映する。 （市区町村のニーズがあると認識したため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■ 機能追加（２／２）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.0.8 審査・決裁	「仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。」と記載がある。	「及び、常時又は住民記録システム終了前に仮登録の異動処理が存在することを表示できること。」と追加する。	仮登録一覧での確認だけでは、仮登録の異動処理が存在するにもかかわらず業務を終了するおそれがあり、仮登録の異動処理が存在することをアラート等で表示される機能があれば防止できるため。	仕様書追加	下記記載を追加する。 「また、常時又は住民記録システム終了前に仮登録状態の者が存在することを表示できること。」

１．全国照会における主なご意見と対応

■　機能削除

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第５章 様式・帳票要件	20.5.6　転入通知未着照会書	「転入通知未着照会書及 び転入通知 未着者一覧を作成できること。」との記載がある。	「転入通知 未着者一覧を作成できること。」に修正する。	転入通知未着者照会書については、転出先市区町村において転入届が行われた場合、住記システムから自動的にCSへ転入通知情報が送信される（本仕様書にも記載あり）ため、転入通知が届いていない＝転入届が行われていないとなる。また、転入通知を何らかの事情で送信・受信・入力漏れが発生したとしても、転入通知未着者一覧を基にCSの本人確認情報を検索することで、転入の有無は確認できることから、照会書の送付事務そもそもが不要と考える。	仕様書削除	修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる。4.1.3.1.4の項目の一部及び20.5.6の全項目を削除する。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（１／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	4.1.3.0.2　転出先入力	「市区町村のみの入力にも対応できること」と記載がある。	「都道府県のみおよび市区町村のみの入力にも対応できること」に修正する。	当区では支援対象者が転出する際に転出先住所を都道府県まで入力して、転出先が特定されないようにしている。（●）	対応なし	対応なし。 （転出証明書情報の送付先の判定のため、市町村コードが必要であり、市区町村名の入力は必須である。都道府県のみの入力は不可と考えるため。）
	4.2.0.3　戸籍通知・戸籍の表示の引用	本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍の表示（本籍・筆頭者）の記載等を行えること。	「送付された場合」を「CSから受信した場合」に修正する。	デジタル手続法により、戸籍附票の住基ネット連携が開始され、9条2項通知もCSから受信される仕組みになる。特例転入の法改正には対応した標準仕様とするなら、こちらの法改正にも対応した標準仕様とすべき。（●）	仕様書修正	以下のとおり修正する。 ※９条２項通知に加え、１９条２項通知も対象とする。 「本籍地市区町村から戸籍照合通知（法第19条第２項）及び住民票記載事項通知（法第9条第2項）をCSから受信した場合（4.2.0.6、4.2.0.8参照）、それに基づいて住民票の記載等を行えること。」
	7.1.1.4　カード管理システム連携	「CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける。」と記載がある。	「J-LISからCSへ送信される更新対象者のデータを取り込み、住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける。」と修正する。	元の記述だと、複数のベンタから「J-LISがCSから取り込むインターフェイスを用意していないので、住民記録システムに安全にデータを取り込む方法がない。」との回答を受け、実質行うことが不可能である。CSから住民記録システムへ更新対象者のデータを取り込む部分についても記述して欲しい。（申請書ＩＤがついていない住民に対して、送付先情報が送信されないと、通知にＱＲコードが記載されず、住民に不便をかけることになる。）（●）	仕様書修正	表現については対応なし。 ただし、J-LISからCSへ送信される更新対象者の送付先情報については、住民記録システムに取り込まずに確認する方法もあることから、住民記録システムへの取り込みや同システムとの突合、送付先情報の自動送信については、【実装してもしなくてもよい機能】として整理する。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（２／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	7.1.2.3　団体内統合宛名システムとの連携	【実装しない機能】 番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された 団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	左記を【実装すべき機能】に変更	業務システム側が団体内統合宛名番号を取り込まないことで、以下のような状況が生じた際に、自動的な修正ができず運用負荷が生じていることから、団体内統合宛名番号を取り込む機能を実装するとともに、副本の再登録処理を自動化してほしい。 〇ある方について、他システムが住登外として作成したのち、その方が転入し、新たな宛名が作成された場合を想定する。 １．住登外宛名として、宛名番号（a）と団体内統合宛名番号（A）が付番され、情報提供用個人識別符号（以後、「符号」という）が取得される。 ２．その方が転入すると、住民記録システムにて新たな宛名番号（b）が、団体内統合宛名システムにて団体内統合宛名番号（B）が付番される。同時に符号取得要求が行われるが、すでに団体内統合宛名番号（A）で符号がとられているため、団体内統合宛名番号（B）では符号を取得することはできない。 ３．転入処理を行った日に副本登録（宛名番号（b）＋特定個人情報）が行われる。この際、団体内統合宛名システム側で宛名番号（b）が団体内統合宛名番号（B）（符号未取得）に変換されて登録される。しかし、団体内統合宛名番号（B）では符号が取れていないため、この副本情報を外部に提供することができない。（「情報なし」として回答されてしまう） 上記のため、当自治体では、団体内統合宛名システムで名寄せを行い、宛名番号（b）と団体内統合宛名番号（A）を紐づけを行っている。紐づけ後に再度、副本登録（宛名番号（b）＋特定個人情報）を行うことで、団体内統合宛名システムで符号が取得されている団体内統合宛名番号（A）に変換がかかり、正しく副本登録がされることになる。 この運用は非常に煩雑であり、情報連携の仕組みをよく理解できていないと対応できないため、他自治体でも課題になっているものと考えている。 団体内統合宛名番号を取り込むことができれば、団体内統合宛名番号が変更された場合の副本再登録も自動的に行うことができるため、機能として実装してもらいたい。 （●）	対応なし	対応なし。 （団体内統合宛名システム内での紐付けで対応すべき内容であり、住記の範疇外であるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（３／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	7.2 庁内他業務連携	－	就学事務システムとの連携	就学システム（学齢簿編成等）の標準仕様書案では，転入処理を行った窓口で転入学通知書を即時発行できるよう記載されており，住民記録システムと就学事務システムとの連携方法について記載しないとカスタマイズの要因となるため。（●）	対応なし	現時点では対応なし。 （17業務のデータ連携についてはIT室協議結果を踏まえ修正予定のため。）
	10.1　EUC機能ほか	「【データ抽出・分析加工】データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。」	「【データ抽出・分析加工】データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の条件を変更して再利用ができること。」	データ抽出は、他のシステムとの連携用に定型のファイルを取り出するために行うものであり、過去に設定した検索条件と同じ（もしくは機関等のみ一部変更）ものを使うことがほとんどである。もし履歴機能が無ければ、先人のノウハウが新人に受け継がれず、毎回一から検索条件を検証・作成したり、高価なRPAを導入して手間をかけて標準化・自動化する必要がある。（●）	仕様書修正	修正案を反映する。 （多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため。）
	10.3　操作権限管理	発注者のシステム操作権限ポリーに基づき、システム の利用者 及び管理に対して、個人単位で ID 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称 、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。	発注者のシステム操作権限ポリーに基づき、システムの利用者及び管理に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、対象地区、利用範囲及び期間が管理できること。	支所，出張所には管轄があり，地区管理で定義した管轄内で異動処理を制限できるようにする必要があるため。（●）	対応なし	対応なし。 （住民の住む地区と、届出をする支所／出張所等の紐づけ機能は、紙管理の名残と考えられる。電子化の潮流や住民・自治体にとってもメリットが少ないと考えられるため。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（４／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	10.7　印刷	【実装しない機能】 「・・・高速印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。」	「・・・高速印刷ができること。」に修正する。	今後、本標準仕様書の書きぶりが他システムの標準仕様書に転用されることになると思われるが、現状の【考え方・理由】の記載だと、他システムの標準仕様書を策定する際に、大量印刷が必要な事務が想定される場合には連帳プリンタでの印刷機能を実装してもよいと解釈される可能性があるため。 （本市では、現在、共通基盤が提供する連帳プリンタ及びカット紙プリンタを用いて各業務システムの帳票を一括印刷しているが、本市が導入しているプリント速度4000行/分程度の中速の連帳プリンタについては、複数の事業者から機器及び保守を将来にわたって継続して提供することができないとの回答があったことから、今後廃止し、カット紙プリンタのみを継続する予定としている。）	仕様書修正	以下の点を【実装しない機能】から【実装してもしなくても良い機能】に変更する。 ・大量印刷ができること。 ・住民基本台帳の写し（閲覧用）の印刷を行うため、高速印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。
第５章 様式・帳票要件	20.3.1　法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	－	転入届レイアウトの後続業務連携用書式に続柄，届出人，連絡先欄の追加。	国民健康保険法等後続業務の多くでは，有資格者による住所異動の届出は，各保険資格の変更届出があったものとみなすと規定されている。 後続業務の中に世帯構成や続柄を参照する業務も存在するため，後続業務への書式にも続柄の記載は必要と考える。 また，住民異動届にのみ署名を求める形式となっているが，後続業務が届出人へ連絡する必要性が生じる場合が想定されておらず，届出人の連絡先が後続業務に伝わらず，都度住基異動担当課へ確認が必要になることを考えると，円滑な業務遂行の妨げになりかねない。 以上を踏まえると，MSノーカーボン紙のような複写式書式かつﾌﾟﾘﾝﾀでの印刷が可能などの方法について検討する必要があると考える。 （●）	対応なし	対応なし。 （複写式でのプリントアウト自体を否定するものではない。他方で、マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識しており、分科会での議論ではなく、デジタル庁を中心に、さらなる議論がなされることを期待。）

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（５／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第４章 機能要件	5.6　公印・職名の印字	「指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること」と記載されている。 また「【実装しない機能】」に「都道府県名の印字を省略できること」と記載されている 。	「都道府県名については省略できること」に修正する。 また「【実装しない機能】」については削除する。	区の名称として「東京都」は含まれていないため、住民票のみ含めた標記にすると、他の区の書類と標記が異なるため、区民の混乱を招く恐れがあるため。	対応なし	対応なし。 （指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないこととして取扱いを統一することを整理したため。）
第５章 様式・帳票要件	20.1.1　住民票の写し	P.277 記載諸元【20.1.1 住民票の写し】 №3氏名（20桁/3行） №7旧氏又は通称（20桁） №9世帯主（20桁） №11続柄（20桁） №14住所（20桁/3行） №18本籍又は国籍・地域（20桁/3行） №20筆頭者又は在留資格（14桁/3行） №21転入前住所（40桁）	全項目「桁数にこだわらず、圧縮等することにより全文字を表示させること」と変更したい。	当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.1.1住民票の写し】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、文字溢れが発生するとコンビニ交付サービスが利用できなくなり、本来国民が享受できる利便性が得られなくなり、デジタルDX推進計画の方向性と逆行することとなります。 文字溢れは、区民に影響を及ぼし事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討してほしい。当区においては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるよう設計し対応しています。 （●）	仕様書修正	IPAmjの半角フォントの等幅化を実現しない限り、文字数指定が困難であることから、IPAと調整を図る。

１．全国照会における主なご意見と対応

■　その他の意見（６／６）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第５章 様式・帳票要件	20.1 住民票の写し等	文字コード IPAmj明朝	「文字コード」は「フォント」に修正 全角文字のみにIPAmj明朝を記載 もしくは 文字情報基盤文字対応フォント	「IPAmj明朝」は文字コードではなくフォント名です。また、IPAmj明朝フォントの半角文字はプロポーショナルフォント（可変幅フォント）です。これで行政文書は不適切です。 IPAmj明朝の記載は全角文字のみにするのが適切と考えます。もしくは、等幅となるIPAmjフォントの提供が必要です。（●）	仕様書修正	諸元表内の「文字コード」の表記を「文字フォント」へ修正する。
第６章 データ要件	30.2　文字	変体仮名に合成可能な濁点「U+3099」をつけて表現してもよいか？ 「U+3099」は「JIS X 0213:2012」の文字セットには含まれていないが使用できるか？	合成可能な濁点「U+3099」を使用できるようにする。	戸籍で使用できる変体仮名には濁点付きのものもあるため、「ISO/IEC 10646:2017附属書A」の「1042 KANA SUPPLEMENT」では表現できない文字があるため。（●）	対応なし	対応なし。 下記ベンダ調査の結果を踏まえ、対応なしとした。 ・IPAmj明朝では変体仮名＋濁点文字の合成文字としなくても、濁点付き変体仮名に対応可能となり、IPAmj明朝に対応したベンダはこのような対応が不要となること ・該当文字は戸籍でも殆ど無いと考えられ、万が一発生した場合外字として定義で運用上問題ないと考えられること

２．全国照会におけるご質問と回答

■ 1. 管理項目に関するご質問（１／１）

No.	項番	ご質問	回答
1-1	1.1.11 続柄	「子（子の夫）」と１世代で管理する方法と「子」の「夫」と２世代で管理する方法がある。当区は後者の管理をしているが、どちらも許容されるのか。	実装すべき機能のとおり、子（子の夫）で管理します。
1-2	1.1.13 宛名番号・世帯番号	「宛名番号は異動前と同一の番号を使用すること」とあるが、旧新の紐づけができるか。また、国民保険等他の業務で使用している場合の影響を提示いただきたい。	新旧紐付けではなく、異動前と同じ宛名番号を使う想定です。
1-3	1.1.13 宛名番号・世帯番号	「政令都市における区間転居の場合、世帯番号は新規付番」とあるが、現行では新規付番をしていない。付番しない運用は可能か。付番することによる問題点はあるか。	新規付番をしていただく必要があります。
1-4	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	住所を設定できる地番（特殊地番）のマスタ管理・表示は、土地の地番情報を検索できる機能を実装することで管理できると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
1-5	1.3.4 方書管理	「方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること」とあるが、住所に対する方書について、どのように正確な建物名等を把握するばよいか。	既に住民票上で確認できているものは、そのまま利用し、他方で、登記簿等含め実態調査を行うことで把握することが想定されます。
1-6	1.3.8 交付履歴の管理	「コンビニで交付された場合も同様管理すること」は、「コンビニ証発サーバの交付履歴データを住民記録システムに取り込んで管理する」という意味か。 その場合、下記理解でよいか。 ・交付場所および端末は、交付した場所の自治体コードおよび店舗番号 ・発行番号は電子契印	お見込みのとおりです。
1-7	1.3.8 交付履歴の管理	コンビニ交付の広域交付インタフェース仕様においてKU04電文(統計情報用電文)として、交付対象者、記載事項のような項目情報は含まれておらず、他電文の結果から取得する必要がある。KU04電文の改変等、広域交付インタフェースの改訂予定はあるか。	お見込みのとおりです。
1-8	1.3.8 交付履歴の管理	コンビニ交付の場合は発行を途中で止めたケースも管理可能だが、交付履歴の管理対象と考えてよいか。 また、キオスク端末での印刷不良などで証明書を回収された場合などは、証発サーバへは発行済みとして情報が届き、その後不整合リストの書面としてJ-LIS様より通知がなされる運用となっている認識。その場合は、いったん発行済みの情報を住民記録システムに転送し、不整合リスト到着後に住民記録システム側でメンテナンスを行うという運用となる理解でよいか。	お見込みのとおりです。

２．全国照会におけるご質問と回答

■ 2. 転出・転入手続のワンストップ化関連（１／２）

No.	ご質問	回答
2-1	転入予約に関しては記載が無いため、別のシステムを構築する必要があるとの認識でよいか。	転入予約について、マイナポータルでどのような情報を入力し、その情報を市町村のどのシステムで保持するかについては、デジタル庁において、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、今後検討予定です。
2-2	マイナポータルにより実施した転出届の手続きが完了した旨を申請者に、どのような方法で通知・連絡を行うのか。届出に不備があった場合も同様である。	マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識です。
2-3	P41の図を見ると、特例転出の場合は、転出証明書をいかなる場合も発行しないように見える。また、P36を見ると、転出証明書を持っていなかったとしても、証明書情報をいつでも取得できるように見えるが、その認識でよいか。その場合、すぐに来庁して手続きができるとは限らないため、現在よりもカードの有効期限（特例転入の取扱可能期限）を長期化してほしい。	特例転出の場合には、基本的には、転出証明書は発行しない取扱いと認識（法第24条の２第１項及び第２項参照）です。また、転出証明書情報を事前通知するのは、マイナンバーカードの交付を受けている世帯主又は世帯員が転出届をした場合のみとなります。
2-4	CSに通知された転出証明書情報の連携について、タイムラグが少しあるが、転出中止がかかると処理が煩雑になっている。それがどのようになるのか。	転出中止の場合の取扱いは、現在の特例転入における転出中止と同じ取扱いとなります。
2-5	「マイナポータルに入力された転出届に係る情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること。」とあるが、ここでの「自動」とは、職員が画面に配置されたボタンを押すなど職員がアクションすることで申請管理システムからデータを取得し、自動で入力画面のフォーム等に反映する方式か。 もしくは、申請管理システムから自動的に住民記録システムのデータベースへ登録する必要があるか。	データベースへ仮登録される状態をいいます。
2-6	既存の転入届に本籍・筆頭者を記載している団体の場合 婚姻・離婚と同時に転入届を出す場合、転入時に新しい氏名や本籍・筆頭者での届出となる。その場合の記載方法を提示いただきたい。 「自治体ごとの自由記載欄」を使うことが想定されるが、そのためにも転出証明書の本籍・筆頭者が必要ではないか。	届出事項ではなく、職権により記載することを想定しています。
2-7	「転出証明書情報」においても「旧世帯主」の欄があるが、転入届様式に設けられていないのは何故か。	届出事項ではないため設けていません。あくまで転出証明書又は転出証明書情報で引き継ぐべき事項との認識です。

２．全国照会におけるご質問と回答

■ 2. 転出・転入手続のワンストップ化関連（２／２）

No.	ご質問	回答
2-8	転出・転入手続のワンストップ化に係る本市での対応計画策定のため、以下確認したい。 ①申請管理システムのアプリケーション（以下、申請管理AP）は国から配布されるものか。その場合、以下確認したい。 ・申請管理APの機能説明書、インターフェース仕様書等の設計ドキュメントの提供時期、及び申請管理APの提供時期。 ・申請管理APを稼働させるためのハード/ソフト要件。 ②その他、転出・転入手続のワンストップ化に関して以下確認したい。 ・転出・転入手続のワンストップ化に係る既存住基改造仕様書の改訂版提供時期。	申請管理の調達については、各自治体で行っていただくこととしています。 また、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」を基に、7月30日にベンダ向けの説明会及びシステム開発の協力依頼を行ったところであり、手順書を参照し、準備を始めていただくようお願いします。
2-9	転出・転入手続のワンストップ化に係る本市での対応計画策定のため、各自治体での補助金申請時期と、自治体への結果通知時期について確認したい。	今回の法改正に伴う既存住基システムの改修に要する経費については、令和４年度の財政措置（補助金交付）に向け、今後、概算要求を行います。補助率も含め、財政当局と調整した上で、可能であれば、今年度中に、交付要綱案や実施要領案等をお示しするなど、適宜、情報提供を行ってまいりたいと考えています。 なお、例えば、令和２年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、令和２年３月に補助金交付要綱案及び実施要領案の事前送付、同年５月に補助金交付要綱及び実施要領の正式送付・交付申請受付、同年８月に交付決定を行っています。
2-10	国をあげて国民への利便性向上のためにマイナポータルとの接続を推進している状況である。しかしながら、まだマイナポータルを活用していなかった事務手続きのIDは先日削除され、今後は必要なID(1事務につき2アカウント)の払い出しに年間136,800円がかかるようになった。これはかなりの推進の障害となりうるがどのようにお考えか。	マイナポータルを所管しているデジタル庁に確認してください。

２．全国照会におけるご質問と回答

■ 3. その他のご質問（１／１）

No.	項番	ご質問	回答
3-1	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	世帯主変更通知書について、現行では、二人世帯のうち一人死亡であれば、職権で変更のみで送付はしていないが、送付は必要か。	現行の取扱いまでを否定するものではないと考えます。
3-2	4.1.1.2 再転入者	「再転入者の宛名番号は同一番号を使用」とあるが、住民票コードでの紐づけをするのか。コード変更があった場合手作業で確認するのか。	3情報検索に加えて、住民票コードによる検索も考えられるところです。
3-3	4.1.1.4 未届転入	「最終登録住所地は、（住民票記載事項ではない）データ項目として入力できること。」とあるが、最終住所登録地は住基ネットを参照し、追跡するのか。	お見込みのとおりです。
3-4	4.1.4.3 事実上の世帯主	・施設長等管理が手間がかかる ・変更はその都度届出か ・同一の施設は一度に変更できるのか。	空欄となる場合の理由を書き置くため必要です。
3-5	4.1.4.3 事実上の世帯主	現行では事実上の世帯主の考えはない。施設入所の子も世帯主になる。すべてが把握できるのか。15歳以上でも入所は考えられるが年齢の制限はあるのか。	空欄となる場合の理由を書き置くため必要です。
3-6	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	世帯主変更通知書について、現行では、二人世帯のうち一人死亡であれば、職権で変更のみで送付はしていないが、送付は必要か。	現行の取扱いまでを否定するものではないと考えます。
3-7	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	戸籍にマイナンバーが紐づけされれば、9条2項通知はシステム上の通知になるが、その場合、住民記録システムへ情報を取り込むことができるか。	法９条２項の住民票記載事項通知については、CSから受信する旨、記載します。
3-8	4.6.0.1 異動の取消し	取り消した場合の新規付番した住民票コードや個人番号の扱いを記載いただきたい。その際の住基ネットへの連携内容も記載いただきたい。	付番されたことのある個人番号について、改めて使用することはないため、ご指摘のような機能は不要です。
3-9	5.3 フリガナ	【実装しない機能】として「住民票の写しの氏名、通称名、旧氏以外の項目にフリガナを記載できること」とある。平成24年4月4日付総行住第37号通知問８において、外国人住民の印鑑登録を行うため氏名の読みをそのまま音読してカタカナ表記したものを住民票の備考欄に記録することができるという回答があるが、今後はどのように取り扱えばよいか。	統合記載欄のC類型として保持いただく想定です。

３．今後の主な検討課題

今後、下記の事項等について検討の上、今秋以降、来年夏までに標準仕様書【第2.0版】の更なる改定を予定。

項目	内容
機能要件	• コンビニ交付の際の交付履歴の管理項目について、再度検討。 ※本人請求のみであるため操作者IDは不要、事業者コード・店舗コードを管理する等。
帳票要件	• 帳票に使用するフォントについて、再度検討。 ※IPAmj明朝において、英数文字について等幅（固定ピッチ）でない。 標準化の方針として桁数を指定する以上等幅のフォントで規定する必要がある。
その他	• データ要件、連携要件及び非機能要件並びにマイナポータルについて、今後デジタル庁を中心に検討が進むことから、それらの結果を踏まえた見直しを検討。 • 除票DBについて、住民記録システムとの連携観点を踏まえ、必要に応じて検討。 • 業務フローを別冊化する等、さらなる見やすい仕様書のつくりについて見直しを検討。

※　印鑑登録システムや附票システムの標準仕様書の検討過程を通じて住記システムの標準仕様書の見直しが必要となる場合にも随時検討。